

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第18号 光市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第5号 令和2年度光市水道事業会計予算

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長、西工務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

参考資料の1ページで、今、浄水施設で清山配水池に監視カメラを置くということだったんですが、浄水場の林のほうは監視カメラはあるんですか、その確認を。

○嶋原浄水課長

浄水場内は、3カ所監視カメラはございます。

○森戸委員

わかりました。それと、7ページの耐震管の更新についてちょっとお尋ねをするんですが、今年度は3億円ちょっとで15カ所やるということなんですが、今、法定の耐用年数の40年を経過したものについて耐震管の工事をしているというような説明があったんですが、全体から見ると、法定40年を超えた耐震管はどのぐらいあるんですか。

○西工務課長

総延長が約360kmございまして、更新、40年を超えた管が約57kmございます。

○森戸委員

その改修の計画なんですけど、年5kmということなので、10年ちょっとで全部が変わっていくというふうに捉えてよろしいんですか。

それと、要はまた古いのが順次繰り上がってくるといいますか、その辺の計画ないし

はファシリティマネジメントかなんかをやっていらっしゃったと思いましたので、そこで明記をされておったと思いますが、その辺の部分は大丈夫なんでしょうか。

○西工務課長

現在、光市水道局では、新しいV Pからハイパー高密度ポリエチレン管H P Eへ変えて、そして、石綿鑄鉄管はダクタイト鑄鉄管に変えています。そして、こういった材料は継手部分も可とう性があり、丈夫なものに変わっています。

そのために、水道局といたしましては、独自の耐用年数を定め、ダクタイト鑄鉄管を80年に、そして、高密度ポリエチレン管のH P Eを60年に設定して計画を策定しています。

その計画のとおりで行いますと、令和19年ごろには、60年と80年を超えた管はなくなります。

以上です。

○森戸委員

新聞報道で、水道管からの漏水などで、浄水場から送り出した水道水が無駄になる率、無効率ということらしいんですが、それについて、光市は2013年度が9.18%、2017年が8.75%ということで、県内の13市町で見ていくと中くらいのところにあるということで、耐震管の更新によって改善が進んでいるとは思われるんですが、8%程度水が無駄になっているというんですか、漏れているということだろうと思うんですが、そこら辺の部分についてはどのように思っていますか、今の部分でも10%は漏れているということなんですか。

というのも、例えば、島田市の虹森線と光玖珂線がぶつかる場所の信号があります。よくあそこ水が漏れているといいますか、それを常に見かけるんですが、例えば、先ほど配水管の整備もありましたけど、委託で直しておられるというようなことの説明もありましたけど、そういう箇所点検等も含めて、何度も何度も漏れるような箇所については、根本的な何か解決策とか、そういう部分はこの耐震管の更新にあわせて図られてはいかないんですか。

○西工務課長

まず最初に、虹森線と県道との交わる場所の漏水のことなんですが、あれは、山水で、昨年、県道の工事を行いまして、それ以降は、工事をやった結果、今年はほとんど出ていないと思います。

それと、漏水対策のことなんですが、現在、起こっています漏水につきましては、80%以上がV Pの管で起こっています。このため、老朽の布設替え工事につきましては、そのV Pを優先的に更新を行っていきます。

その結果ですが、修理件数が、平成23年の修理件数が486件ありました。そして、24年が449件ありました。そして、それがずっと来て、平成30年度には222件、本年度に関しましては、1月末時点で162件となって、確実に減少しています。前年度を上回るこ

とがないような感じで下回っていますので、今のペースで更新をできれば、今後も行ってまいりたいと思います。

以上です。

○森戸委員

了解しました。金額的にも大きくかかっていくんだろうと思いますので、計画を持ってやられていると思いますので、引き続き着実に老朽管の更新を進めていただけたらと思います。

以上で終わります。

○河村委員

水道の給水状況をお知らせ願えますか。

○西工務課長

塩田地区の水道工事のことなんですが、一応、ことし3工区に分けて発注いたしました。第1工区は終了して、第2工区、第3工区は、第2工区は今、竣工検査待ちの状態です。3工区におきましては、今、舗装を行い、今週にはおおむね終わる予定でございます。

そして、給水工事につきましては、当初、25軒の方が約束されて、給水をとってもらえるという約束でした。結果でいえば25軒引いていただきました。それは、そのまま25軒ではなくて、4軒の方が外れて、新しい4軒の方が入ったという形なんですけど、一応、予定どおりの25軒の方が給水を引っ張っていただきました。

以上です。

○河村委員

そういう4軒が入れかわったということは、まだ、何軒までと言うたですか。周辺でまだそういうつなぎ込みが可能なところが残っているという捉え方でいいですか。

○西工務課長

まだ、小学校とか、あそのコミュニティというか、ございますんで、まだ、多少はふえるかと思います。

以上です。

○河村委員

それと、15ページの配水管の整備事業のところの五軒屋のところなんですが、私ちょっと記憶が飛んじょったんで、あれなんですが、従前は国道をずっと田布施まで引いておったわけですが、いつか聞いたときに、もう田布施のほうは給水していないという話がありまして、それじゃ、現行というのは、五軒屋はこれ、今、上からおろそうと、こういう話なんです、水を。まだ、東伊保木を過ぎたあたりに、二、三軒家が国道沿いに

ありましたね。そういうふうなのは、どういうこれから扱いになるんですか。

○西工務課長

今の御質問に対してですが、昭和26年に平生に新光学院ができた際に、法務省が引かれた水道管であります。そして、56年に光市がそれをもらい受けて現在に至っています。そして、当初、田布施を含めて500軒程度の給水があったんですが、今では岩屋、伊保木、五軒屋含めて40軒未満です。水質の管理も難しい状態となり、布設後もう70年近くが経過している状態です。

来年度、まず五軒屋地区を旧簡易水道の岩屋、伊保木簡易水道の管を延ばして、まず五軒屋地区の19軒を切りかえ、この五軒屋地区にまず消火栓が2つあります。そして、消防の消火用水が確保されると、翌年に五軒屋の西側のところで栓をしてとめます。そして、順を追って伊保木の自治センターの下の辺あたりをさらに令和2年、3年ぐらいには順次上から引っ張っておろして、順次、150mmの管を短くしていくつもりではありません。

以上です。

○河村委員

たしか、西伊保木のところから上の配水池にたしか送水をしておったと思うんですが、ということは、今までの国道は、一応もう西伊保木までと。そこから先については、順次、簡易水道のタンクからおろしていくと。

タンクのほうの管理は、もともと結構厳しいというか、いろんな問題を整理するための薬品とか、いろんな投入できるようになっていたと思うんですが、浄水を入れることで、もうそういうものはなくなっている状況というふうに捉えていいんですか。

○福島水道事業管理者

岩屋、伊保木の関係につきましては、もとは井戸でやっとなんですが、そのときの浄水施設は除マンガンの施設等がございました。それらは今使っておりません、水道を送っておりますから。

そういう意味で、浄水施設の設備というのは、そのものは今ありますが、実際は使用していないという状況でございます。あるのは追塩という部分だけでございます。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。これから何年かの計画のようですから、順次、そういったものも中かでも出してもらうたら、地元の方には説明されているとは思いますが、喜んでいただけるんじゃないかと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第13号 光市介護保険条例の一部を改正する条例

説 明：松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第14号 光市牛島診療所条例の一部を改正する条例

説 明：○柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

牛島衛生組合さんの最終的な財産の処分等についてお話をいただいていたいいですか。

○柏木健康増進課長

牛島衛生組合につきましては、令和2年度に元年度の決算後、残りの財産については、市に寄附をされるとの申し出を受けております。

○河村委員

どのくらいあるのか承知しませんが、長年にわたって御苦勞をいただいたと思うんですが、何かそのあたりでの閉所式というか、何かそういったものは考えておられるんですか。

○柏木健康増進課長

診療所が閉所するわけではございませんので、衛生組合としてどうされるかというあたりは、まだ御意向等聞いておりませんので、説明しかねます。

○河村委員

わかりました。ちなみに、最終的な決算見込みはどの程度です。

○柏木健康増進課長

寄附の関係を除いた決算ですか。寄附の額でしょうか。

○河村委員

通常は、残った財産を寄附すると、こう言われたんで、決算をして、最終的な残る見込みの金額が幾らですかというお尋ねです。だから、何ぼ寄附もらえるかという話です。

○柏木健康増進課長

濟いません。円単位までは、今持ち合わせておりませんが、98万円ぐらいだと思っております。

○河村委員

結構です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和2年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

117ページの生活保護のところでありますけども、生活扶助の関係でいうと、平成31年度が329世帯で460人であったけども、15世帯19人が減ったという、たしか説明だったと思うんですけども、ちょっとその辺のところをもう一度詳しく説明お願いします。

○山根福祉総務課長

減少原因ということでよろしゅうございますか。

○土橋委員

それは後で尋ねる。何世帯が何人ちゅうのをもう一遍言うてもらえば。

○山根福祉総務課長

もう一度ということですか。失礼しました。平成30年度の月平均被保護者については、344世帯425人でございます。また、平成31年4月から令和2年1月までの月平均被保護者数及び世帯数につきましては、329世帯406人でございます。

○土橋委員

この15世帯19人の減ということになるということだったと思いますけども、この原因は何ですか。

○山根福祉総務課長

主な原因は高齢単身世帯の死亡によるものでございます。

○土橋委員

全て。

○山根福祉総務課長

全てではございません。これが、月平均の保護者数でございますので、件数的には他の要因もございます。

○土橋委員

住宅の扶助費、住宅は何件分ですか、これは。

○山根福祉総務課長

平成30年度実績では、住宅扶助が出ておるものは247件で、令和元年度の決算見込み的には233件でございます。

○土橋委員

そうすると、生保世帯が329世帯、330あって、住宅扶助については250だということは、それ以外の差し引きでやった人たちは全て自宅ということになるわけですか。

○山根福祉総務課長

内訳的なものは持ち合わせておりませんが、施設入所であったり、自宅の方も当然いらっしゃると思いますが、長期入院という方もいらっしゃいます。

○土橋委員

結構です。

○河村委員

89ページの海浜荘のところで、さっきもちょっと説明がありましたが、つるみの跡へ移転をしようというような話であったかと思います。ちょっとごたごたがあつて、そのまま継続するというふうには私にはとれたんですが、どんな状況なんですか。見込み。

○山根福祉総務課長

先ほども御説明申し上げましたとおり、現在、分筆作業中で、課題が生じたことから、おくれておるところでございます。この分筆が確定しましたら、その次の段階に進めていきたいと思っておりますが、現時点、その部分が見えない状況でございます。

○河村委員

現時点、見えないということは、例えば年度末までずっと移行するという見込みもあるということでしょうか。

○山根福祉総務課長

その可能性もでございます。

○河村委員

99ページの三島温泉のところで、以前にAEDの料金について随分話をしたことがあって、大体皆、リースで3万円、年間です。というような単価だったと思います。

ちょっと金額的に大きい金額じゃありませんけど、相手のあることですから、もしこれ1台で7万3,000円というのでは、恐らく今から執行されるに当たって交渉されるんだと思いますが、1台で7万3,000円でしょうか。

○山根福祉総務課長

そのとおりでございます。

○河村委員

予算執行に当たっては、十分いろんな状況も加味しながらやっていただけたらと思います。

以上です。

○森戸委員

99ページの三島温泉健康交流施設の運営事業についてちょっとお尋ねいたしますが、指定管理料について1,497万円ということなんですが、契約自体のちょっと踏み込んだところを聞きたいんですけど、例えば長期休業等のケースになった場合に、指定管理料はどのようになるんですか。何かそういうもの自体が契約等にかかれてるんですか。

○山根福祉総務課長

協議の上で決めていくこととなります。

○森戸委員

了解しました。

それと、その上の憩いの家の管理運営事業についてお尋ねをするんですが、年間でいうと1,000——2つ合わせて（発言する者あり）失礼しました。

以上です。

説 明：松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

憩いの家に関しては、個別の何らかの施設の計画というのはどうされるんですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

管理計画ということによろしいですか。それぞれ東部、西部、大和の憩いの家につきましては、いろんな手法を含めて、現在検討を進めているというところでございますが、東部憩いの家につきましては、一般質問の際にも部長のほうからお答えしておりますように、もう築後50年経過しております。老朽化も激しい施設でございますので、複合化や機能集約、可能となる施設について、引き続き検討を進めるというふうにお答えさせていただいておりますので、こうした方向性を踏まえて、長期の使用については想定しておりませんことから、計画を策定する予定は持っておりません。必要に応じて修繕等で対応してまいりたいと考えております。

それから、西部憩いの家につきましては、こちらも築後30年が経過して、老朽化も進みつつあるという状況でございますが、計画の策定に際しては、専門的な知識であったりとか、調査というものが必要であり、委託料などの経費もかかってまいりますので、委託料も、この施設で見積もりをとったことはないんですけれども、あいぱ一くなどで見積もりをとった際には結構な高額でありましたことから、この施設単独での計画策定というものについては、現状では想定しておりません。

○森戸委員

たしか、文化体育施設に関しては、コンサルとかに委託して計画をつくるというわけではなくて、自前でやるというようなことだったと思いますので、そういうことも可能かなと思いますが、その辺はいかがですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

体育施設のことを承知しておりませんでしたので、どういった方法でやられるのかというあたりは、ちょっとお伺いしてみたいと思います。

○森戸委員

よろしく申し上げます。

○河村委員

95ページの下段、敬老事業の中の敬老行事委託料について、ちょっと説明をいただい

ていいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

敬老行事委託料につきましては、地区社協、地区社会福祉協議会単位で取り組んでいただいておりますが、各地区の70歳以上の高齢者に対して、1人当たり650円を乗じた額で、各種の敬老行事等を委託しているものでございます。

○河村委員

各地区の敬老会については、取り扱いがそれぞれの地区で変わっておると。中でも、例えば敬老会の出席者でいくと、10%前後、高齢者の方の。例えば、出席者だけに、この委託料を使うということはあっちゃならんだらうと。全体の1割の人たちでそれを使うことはあっちゃならんじゃらうと思うんですが、地域によってまちまちですが、しかし、税金なんで、極力公平に行き渡るような方策というのは、市のほうから委託をされていますので、しっかり対応していただかなければいけないのではないかと思います。お考えがあれば聞きますが。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

確かに、委員おっしゃるように、各地区での実施内容が異なっておりますが、これにつきましては、これまでに各地区でいろいろと協議を重ねて決定された内容でありまして、市とすれば、その内容についての尊重もいたしたいと考えております。

そのためにも、契約書の中では、敬老の日を中心に行う敬老行事を委託するといったかなりやわらかいニュアンスの表現としておりまして、事業の内容については柔軟性を持たせているというところもでございます。

一方で、それぞれの地区で欠席者の方にもタオルのような記念品を配られたりというような取り組みもしていただいておりますし、実施後に報告書を求めるというようなこともしております。

これまで、その報告書に基づいて、その用途について指導したというようなケースはございませんけれども、その内容につきましては、引き続き適切な執行となるよう依頼をしてみたいと思います。

○河村委員

税金なんで、適切な執行というのは当たり前になってきますから、そのあたりの公平公正感というのをしっかり出していただくように、対応のほうをお願いをしたらと思います。

ちょっと先ほど15ページの下段、老人福祉施設入所者自己負担金過年度分というのがありますが、どのくらい過年度分抱えちよるんですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

令和元年12月末現在の未済額でございますが、御本人さんからの未納分として20万

6,601円、それから扶養義務者の方からの未納分として15万2,184円という内訳になっております。

○河村委員

この2件だけが未収ということでもいいんですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

御本人の方は、御本人も扶養義務者の方も数名いらっしゃいます。御本人さんが2人で扶養義務者も2人でただいまの金額でございます。

○河村委員

もう一回ちょっと。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

御本人様、入所者の方で複数名の方で滞納が発生しておりますので、その2名の方で20万6,601円、それから扶養義務者の方も、別々の扶養義務者の方が2名いらっしゃって、その方の滞納が15万2,184円という内訳でございます。

○河村委員

すると、その35万円幾らというのが現行の滞納分ということでもいいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

お見込みのとおりでございます。

○河村委員

以上です。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

97ページの上段、要援護者登録把握調査委託料、民生委員さんに御協力をいただいていると思うんですが、これは何のお金ですか。（「違う、高齢者支援」と呼ぶ者あり）これ、高齢者で聞いたっけ。説明はなかった。

○委員長

これは最後に聞きます。

○河村委員

109ページ、特定教育保育施設運営事業はいいか。国が2分の1、県が4分の1ということでしたが、施設型給付費について、ちょっと説明をお願いしますか。

○西村子ども家庭課長

施設型給付費につきましては、市内の私立幼稚園、認定こども園等に、新制度に移行した園に支出するものでございます。こちらは、幼児教育に係る費用を支出するもので、国が公定価格として定めているものでございます。

以上です。

○河村委員

どういうところが入っているんです。

○西村子ども家庭課長

市内の私立幼稚園5園でございます。聖光幼稚園、光天使幼稚園、マリア幼稚園、東荷幼稚園、三輪幼稚園でございます。

○河村委員

人数割の定額なんですか、これは。

○西村子ども家庭課長

定員の公定価格もありますし、あとさまざまな加算部分というのがあるので、各園によって公定価格は違ってまいります。

○河村委員

従前は、今の旧大和の東荷、三輪については、公定費が多かったですね。じゃなかったかね。それ、定数関係なしに、施設割とかというのはないんですか。

○西村子ども家庭課長

施設割とかという考えではなくて、大きい、定員数が多いところには公定価格が低くなっておりまして、定員数が少ないところには手厚くなっておりまして、経営を安定できるように、安定した経営ができるようになっている仕組みでございます。

○河村委員

東荷幼稚園については、聞くところによると、施設そのものが老朽化して大変だという、聞いておりますが、そのあたりの改善の費用なんかも、これは出るんですか。

○西村子ども家庭課長

この公定価格の中に、修繕部分というのも含まれておりますが、大規模修繕等の経費等は含まれてはおりません。

○河村委員
ということは維持管理費が中に含まれていると。

○西村子ども家庭課長
そのとおりでございます。

○河村委員
この3億4,319万円の内訳みたいなものが出せます。

○西村子ども家庭課長
内訳といいますか、人数でいうと329人分で、ちょっと各施設の内訳というのは、ちょっと今手元にはございません。

○河村委員
全部で329人しかおらん。

○西村子ども家庭課長
その程度を見込んでおります。

○河村委員
いいです。

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑：なし

③議案第1号 令和2年度光市一般会計予算〔福祉保健部所管分全体〕

質 疑

○河村委員
さっきの要援護者の97ページです。上段の要援護者登録把握調査委託料149万円のちよつと内訳を。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長
要援護者登録把握調査委託料ということでございますけれども、こちらの調査、民生委員児童委員協議会のほうに、高齢者保健福祉実態調査、いわゆるひとねた調査とあわせて依頼をしているものでございます。

委託の内訳といたしましては、1人当たりの単価が380円で、令和2年度予算では

3,920件を見込んでおります。

以上です。

○河村委員

要援護者の対象者は4,500ぐらいあったんじゃないかいね、たしか。そのうち公開してもいいというのが二千二、三百であったと記憶をしております。

それと、ほかの民生委員の費用は研修費で皆、要は現物支給というのはなかったと思うんですが、これの現金は払っている。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

件数といいますのは、ひとりぐらしの方が約2,700人、それから2人世帯が約1,000件ということなので、これ倍にすれば約4,500ぐらいの人数になるかと思えます。人数にすればそういうところで、費用については、民生委員児童委員協議会のほうにお支払いをしていると。

○森戸委員

全体を通してページ数があるというわけではないんですけど、市長の予算編成方針を受けて、福祉として、この予算に関して一番力を入れた点というのはどこになるんですか。

○都野福祉保健部長

福祉保健部として、この予算に力を入れたところがございますが、やはり1つは、子ども・子育て支援事業計画、これを2年間にかけて作りまして、来年が初年度ということでございますので、市民アンケート、あるいは審議会での要望、それから議会からの御意見等も踏まえながら、やはりその中で優先順位を考えながら、どういう方に支援が必要なのかというところを考えて予算を要求し、今、お示しをしているところです。

そして、もう一つは、自殺対策計画でございます。これもやはり、今、国のほうでは誰一人取り残さない社会を目指しておられますので、やはり自殺される方を、今、減少傾向にあって、直近では2万人を、全国的には2万人を切った状況ではございますが、まだまだ本市においても一定数の方が命を落とされているという状況がございますので、それに対して、やはり気づきの感度、市民の皆さんの気づきの感度を上げていただくためにゲートキーパー研修、こういうものに力を入れていきたいというふうに考えておりまして、福祉保健部なんで、どうしてもやはり困っている方への支援というところに注目して予算要求をし、お示しをさせていただいております。

以上です。

○森戸委員

よく理解できました。

それと、障害者差別解消法から5年ですか、たつわけなんですけど、この法に基づいて、

法を進める部署というんですか、どこになるんですか。この精神を進めていくという。

○山根福祉総務課長

直接の担当的には福祉総務課の障害福祉係のほうで対応させていただいております。

○森戸委員

いろいろ相談とか、企業からの相談とかを含めていろいろあろうかと思うんですが、その辺のところはどうなんですか、状況といいますか、法の進みぐあいの状況といいますか。

○山根福祉総務課長

法施行後、特段の御相談というものはないというふうに把握をしておるんですけども、いろんな研修であったり、広報活動であったりということで、今のところ対応しておるところでございます。

○森戸委員

具体的に民間が独自に取り組んでいるとか、そういう動きというのはあるんですか。例えば、合理的差別の解消でしたっけ、を、民間企業として、例えば段差をなくそうとか、そういう面も含めて、取り組みがあるというのはあるんですか。なければ、この周知が進んでいないのかなというふうに思えるわけなんですけど、心理的な部分も含めて、どんな感じなんですか。

○山根福祉総務課長

それぞれの企業でそれなりの対応はさせていただいております。

○森戸委員

だから、どういうふうなことをやられているんですか。そういうのが見えてこないの
で。

○都野福祉保健部長

ハード部分の整備は、例えば課長が申し上げたように、民間企業の自助努力をお願いするということですが、ソフト的な心理的な面におきましては、障害福祉係のほうで、市内の全ての中学校でふれあい促進事業という事業を設けていただいております。これは、実際の障害者の方とそれをサポートする方が、回によって違うんですけど、10人程度学校に行っていただいて、学年は各学校で違うんですけど、1つの学年をグループ分けして、その障害者の方々といろんな話、生活の困り感とか、そういう話をさせていただいて、また、その時間中にグループごとにも移動していただいて、いろんな障害を持たれている方と話をすることによって、どういうことに困っていらっしゃるのか、どういう生活をされているのか、そういうことを聞きながら、やはり自分たちが今

後大人になったら、どういうことをしなければいけない、今、どういうことをしなければいけないという、そういう差別のない教育というものを福祉のほうで提供しております。

○森戸委員

わかりました。ソフトの部分といいますか、心の部分はわかったんですが、民間のハードの部分は自助努力だと思うんですが、光市自体には、例えばバリアフリーの計画とかユニバーサルデザインの計画とかというのがありませんので、一般的に生活する上で段差があったりとか、例えば駅にスロープがなかったりとか、トータルでそういうような状況があらうかと思えますので、そういった取り組みも福祉の部門が促していく必要性が、私はあるのかなと思えますので、ぜひハード面も部分に関しても進めていくような取り組みを考えていただけたらなと思えます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第3号 令和2年度光市介護保険特別会計予算

説 明：松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

御説明の中に、ページ数でいえば歳入のところ38ページ真ん中ぐらいですか、保険者機能強化推進交付金、これは昨年度から、いわゆるインセンティブ交付金というところで質問等いろいろされてきたところがございますけれども、8期の計画、この新年度策定の年ですけれども、この交付金活用、どのような活用方法をこの新年度予算に入れられているのかというのがちょっと見えてこないの、お知らせください。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

保険者機能強化推進交付金は、自立支援や重度防止等に関する取り組みを支援するために平成30年度に創設された交付金でございます。

交付金の目的の第1には、ただいま申し上げましたように、自立支援であつたりとか、重度化を防止したりするための取り組み、これを進めることに充てるというものでございますが、第2には、基金の取り崩し額を抑えて、保険料負担の軽減に充てることもできるとされております。

また、その上でも残りがある場合には、積み立てて翌年度以降に充てることのできる

とされているものです。

令和2年度予算850万円を見込んでおりますけれども、当初予算を作成する段階では、基金の繰り入れをいたしておりますので、令和2年度予算分につきましては、それぞれの保険料を充当する事業に充当しておりますけれども、年度末の段階で基金の取り崩しがなくなったような場合には、これは昨年度と同様に積み立てのほうを行って、第1の目的が自立支援重度化防止でございますので、可能な範囲で第8期の計画の中でそういったものを位置づけて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、そういったことから、令和2年度予算で特別にそういった予算に充当して計上したというものはございません。

以上です。

○磯部委員

8期の計画策定という年でもございますので、その中でどういう形にするのかということを検討されるということの意味合いがあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

結構でございます。

○磯部委員

濟いけません。いろいろ新年度予算を策定される中で、最少の予算で最大の効果というところでいつもいろいろ御苦労されていらっしゃると思いますけれども、この事業の中で民間にゆだねられるものはないのか、また、見直すべきものはないのかといった視点で、この新年度予算、どのようなところに工夫をされてきたかということをお知らせいただきたいと思えます。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

令和2年度の予算で民間にゆだねられる事業の見直しという御質問だったんですが、当初予算案の概要15ページに地域包括支援センター運営体制の見直しというのを記載しておりますが、高齢化の進展に対応するために地域包括支援センターの運営体制を見直すこととしております。令和2年度は見直しに向けた準備を進めていく予定としております。

見直し案としては、民間事業所等に委託するセンターを市内2カ所と基幹的な役割を担う直営センター1カ所の複数設置を検討していきたいと考えております。

以上です。

○磯部委員

今、新年度予算の地域包括支援センターの運営の体制見直しというところで、そのあたりをしっかりと検討されるという、民間活力も含めたという理解でよろしいですね。わかりました。

○河村委員

53ページのふれあいサロンのところで、事業としてはとてもいい事業やと、こう思うちよるんですが、ちょっと詳しく中身をお知らせしていただいていた方がいいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

ふれあいサロン、2つあるんですけれども、まず上のほうの地域ふれあいサロン活動支援事業委託料でございますが、こちらのほうは、ふれあいサロンへの看護師の派遣に要する費用でございます。ふれあいサロンの中で、いろんな健康であったりとかに対する取り組みをしていただいておりますけれども、その中で専門職である看護師を派遣して、身体の状態等を確認していただきながら行う費用で、これに要する人件費、それから車両のリース代等々を社会福祉協議会のほうに委託しているものです。

それから、3行下の地域ふれあいサロン推進事業補助金、こちらのほうはサロンの運営に係る補助金ということで、1施設当たり2万円で100カ所程度あるんですけれども、サロンの運営自体が独自でやられているところもありまして、その6割ぐらい、57%ぐらいしか補助の申請をされませんので、大体57カ所程度分ということになります。

それと、新規の場合には加算がありまして、こちらのほうが50円、1人当たり50円の15人の15カ所というような内訳となっております。

いずれにいたしましても、サロンの運営に係る費用の助成ということになります。

○河村委員

443万1,000円のうちの大きなものが看護師の派遣事業ということで、100カ所は今あるけれども、57%ちゅうことは57カ所ぐらいが実際には市の補助を受けてということで、この看護師さんちゅうのは57カ所に対して、どういう派遣をするのか、もうちょっと中身がわかりやすう言うてないと。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

看護師の派遣につきましては、これは100カ所全てが、サロン全てが対象となっております。

こちらのほうからサロンのほうにもお声がけもいたしますし、サロンのほうから、こういうタイミングでいついつ来てほしいというようなこともお受けしまして、社会福祉協議会のほうで調整をして、臨時の看護師さん1名とパートの看護師さん1名の2名を雇用して派遣していただいている状況です。

○河村委員

私のところもいきいきサロンやりよるんですが、看護師の派遣は大体年に1回とか2回とか、そのたぐいなんです。派遣されるほうからいうと、全体的にそんなもんじゃないかなと。これは、看護師さんを、今、嘱託とパートというような話であったとすると、その人件費を丸々抱え、あきがあるときもということなんですか。それとも、とに

かくあきがないように派遣をしようというのか、今、派遣状況。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

今手元に詳しい数字のデータはないんですけども、基本的には極力派遣、現場に出
ていただくように社協のほうにもお願いしております。

事務所にいられるときにも、いろんな準備であったりとか、報告であったりとかとい
うのはしていただいておりますので、そういった時間も若干はあろうかと思えます。

以上です。

○河村委員

別にいいとか悪いとかという話じゃなくて、極力使ってもらいやすい、通常、さっき
も言ったように、年に1回とか2回は血压をはかったり、そういうようなことをやって
もらおうということをするわけですが、そうでないときには、あんまり希望されない、
私んとも今何カ所やったかな、十何カ所あるんですが、ほとんどそういう希望があん
まりないんで、どの程度周知を図られて、せっかく雇うた方がおられるちゅうんなら、
看護師さんだから、看護業務しかできないのか、それともいろんな健康体操のようなん
含めて、そういったことができるのか、もうちょっと何か周知の方法を含めて、要らん
のですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

たしかにサロンによって要望される場所は年間でもそこその回数お伺いをさせて
いただくところと、中には、いや、結構ですと言われるサロンもあるというふうに聞いて
おります。

業務の内容といたしましては、血压測定であったり、健康チェック、それから相談対
応、それと、ほかにもいきいき百歳体操のサポートであったりなど、看護師業務だけ
ではなくて、サロンの活動に対していろんな助言であったりというものもいただいでおる
というふうに聞いています。

以上です。

○河村委員

恐らくそのとおりだと思うんですが、私のところでも、そういうサロンに対してお願
いをするわけです。要は、私のところでも看護師とか、ほかの方の派遣も含めてとい
ことを考えてお話ししますが、サロン設置者のほうがそういう理解がないと、利用でき
ないということになるんで、そのあたりの広報活動を含めて、もうちょっと熱心にやっ
ていただいたほうが、せっかく給料負担するんなら、もう少し活用してもらっていいと思
いますし、百歳体操、結構最近はやってきました。そういう意味じゃいいことなんです。
それをやっぱり何かに取り組むときには、盛り上がるときにちょっと後押ししてあげ
ると、もっとサロンの数がふえるんだと思うんです。自治会館を持っているとか、近くに
公共施設があるところについては、積極的にやっていただくといいがなと。57%しか補

助申請せんというのも、どうもちょっと気になるんで、やっぱり理解をしていただいて、こういう補助が出ますよということで利用していただければ、1回の昼食代ぐらいにはなるんで、そのあたりの取り組みをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 報告事項

①光市自殺対策計画（案）

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 病院局関係分

(1) 付託事件調査

①議案第19号 光市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第20号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第6号 令和2年度光市病院事業会計予算

説 明：桑田病院事業管理者、川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

説明項目が多過ぎて、できたら説明項目ぐらいの資料をいただけると非常に助かります。

それでは、前回ちょっとお話をしておりましたが、未収金対策ということで、どのように改善をされるのかというのが、今年度の取り組みについてありましたらお願いしたいと思いますが。

○佐古光総合病院総務課長

未収金に対してですが、これまで行っておりました電話とか文書の送付も当然行って

おりますし、外来に患者さんがいらしたときにお話をすると。そのときに直接お金を入
れていただくということができないかもしれませんが、説明とお話等をさせていただい
ております。

あとこれも以前お話ししたことがあります。外来でその日、未収であったものにつ
きましては翌日に電話をかけて未収金に対してのお知らせをして、そういった未収金に
対しては翌日以降入金していただいているという状況になっております。

今はこれまでどおりの未収金対策を行っており、今ここで話しできる新たな対策と
いうのは特にはございません。

以上です。

○河村委員

今現況の新たな未収金対策はないということだったんですが、新たに発生している
というような例えば、この令和元年度に発生する、あるいは発生したというようなもの
がないという捉え方でいいんですか。

○佐古光総合病院総務課長

申しわけありません。今手元に資料がございませんので金額等をお示しできませんが、
未収金がゼロということはないと思っております。

以上です。

○河村委員

と思います。恐らく新たに未収金も発生していると思いますので、その対策をどうす
るかというお話をさせていただいたと思うんですけども、要は訪問とか、そういった
対応策は全くとる予定がないというふうに捉えていいんですか。

○佐古光総合病院総務課長

未収金、先ほども申しましたけれど、当然、文章等の送付をやっています。直接、御
自宅のほうにというのもやっております。その辺につきましては済みません、言葉が足
りませんでした。行っております。

以上です。

○河村委員

その効果がなければ当然、夜間訪問とか、そういったこともやっていかなきゃいけな
いので、要はそういったチームといいますか、当然一人で考えられることでもない
ので、そのあたりのチェックについてはよろしくお願いをしたいと思います。

それから、先ほど12ページのメンタルヘルスの委託事業で、委託先の変更というこ
とで随分金額ダウンじゃったんですが、ちょっと中身をもう少し詳しくお願いしてもいい
ですか。

○佐古光総合病院総務課長

メンタルヘルスにつきましては、以前は事業者、業者のほうにお願いし、先生に来院していただいてメンタルヘルスの相談等を行っておりました。令和元年度からは個人の臨床心理士の先生と契約というか、病院に月1回来ていただいてメンタルヘルスの面談等を行っていただいております。

以上です。

○河村委員

それまでは利用者に来院をしていただいて、今度はそういった先生が病院に来てと。ちょっとよう理解できんのですが、もうちょっと詳しく言ってもらっていいですか。

○佐古光総合病院総務課長

平成30年度までは業者と契約しておりました。

○河村委員

業者。

○佐古光総合病院総務課長

はい。業者と契約しており、その業者のほうから派遣していただいていたという形になっております。

令和元年度につきましては、先ほども申しましたとおり、個人の方と契約という形で来ていただいてメンタルヘルスの事業を行っていただいております。

以上です。

○河村委員

それから、今までちょっとこういろいろお話をする中で、看護師ほか職員の研修計画についてもお話をさせていただいたと思うんですが、決算のときも何の研修をやったかというふうな明示がなかったんですが、外部へ行く研修会のようなものの年間計画みたいなものはつくっておられますか。

○佐古光総合病院総務課長

外部での研修ということでしたら、外部での研修については当然、各部門で予定等を計画して研修に行っているという状況でございます。

以上です。

○河村委員

ですから、それを計画的な例えば、この書面の中に掲げるようなことはできませんか。

○佐古光総合病院総務課長

予算の段階ではまだ具体的なものがお示しできないかもしれません。ただ、各部門、何回研修という割り当てを行っておりますので、そういった形での御提示であれば可能かもしれません。

以上です。

○河村委員

例年やっておれば、そういった例年の項目を記載することができると思うんですよ。だから、そういった定期的な外部へ行く研修会というのを表示するだけでも随分こう変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりについては今度、決算のときでも年間こういった研修に出かけているというようなことを御表示いただくと大変ありがたいと思います。

それから、先ほど病院管理者が良質な医療という、そのお話をいただきました。良質な医療ちゅうのは当然のことではあるんですが、具体的に良質、目指す医療といいますか、良質な医療というのを達成するためにこの新たに取り組むことというようなものがありますか。

○桑田病院事業管理者

良質な医療に対して新たに取り組むということは、その何々をして良質にするということじゃなくて、全体的に光総合病院と大和総合病院の医療の質を上げていくということであって日々研さんしていくというふうに考えているところです。

○河村委員

だと思いますが、予算ですので、通常そういったものの中で具体的にこういうことをやればというような事柄を多少こう明示していただくと受け取るほうもいいかなと思いますので、できるだけその具体的な目指す医療、良質な医療についての形をあらわしていただくと大変助かります。

以前にもボランティアの要は、常滑でやっているような100人委員会についてのお話をさせていただいたんですが、そういったボランティアを中に取り込むといいますか、経営に生かすというふうに考えてもいいと思うんですが、それについて今回は全くそういう取り組みはないということでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

ボランティアの件で質問がありましたのでお答えいたします。現状では以前と同じようなボランティアを継続させていただいています。ボランティアの募集もしていかないとはいけませんけれども、他の病院の例を挙げられましたけれども、あの件は多分、新病院建設に当たっての委員会かなという気が少しはしているんですけど、その後にボランティアの募集とかはされています。

うちのほうもボランティアの募集をしないといけないので、地域連携室のほうで検討というか、実行するようにはしています。継続中ですけども、本格的に緩和ケア病棟

が始まる以前にやっていきたいなというふうには思っていますけれども、それ以外の普通のボランティアに関して募集はしていこうとは思っています。担当のほうには一応、募集要項とかをつくるようには指示していきたいと思っています。

○河村委員

委員長、光だけでいいんですか。大和は聞かなくていいんですか。（「では、どうぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○小田大和総合病院事務部長

大和病院につきましても、ボランティアさんのほうは随時、募集のほうを行っております。既に入らせていただいている方もおられます。充実をさせていきたいというふうには考えております。

以上です。

○河村委員

まだ100人委員会ちゅうのは続いておるんですよ。他のボランティアじゃなくて、その病院の経営にもボランティアの意見を反映させているというところが、外から見た新しい感覚で対応できるという点ではすごくよい取り組みだなあと思ったので、いろんな人の意見を聞くというところが一番大事じゃないかなあと私は思っております。最近では社会福祉法人なんかでも医師だけではなくて常勤の数が一定量、結構数をふやしていますので、そういった意味合いも兼ねたような形になればもっといいような気がしますけれど。

それから、医師不足についてちょっと言及があったんですが、例えばですが、どっちの病院も救急の指定を受けておりますから当然、内科か外科かというのは別にして当直を含めて必ずおると。それが24時間、当然おるというふうに理解をしておりますが、そうでないようなケースがあるのでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

病院ですから24時間、医師は必ずいます。

○河村委員

ですから、必ず当直医さんがおらんということは、あり得ないんですよ。そういう解釈でいいですね。——はい。

以上です。

○畠堀委員

予算について御説明いただきましてありがとうございます。

私のほうからは、平成30年度の予算参考資料の中で、光総合病院の収支計画ということで、30年度から47年度と長期にわたる収支計画のようなものを御提示いただきました。

経営ですので中長期の観点からの取り組み、要は考え方というのは大変重要だと思っております。

その中で、31年度と32年度の予算につきましては、当初の収支計画よりも非常によい予算計画を組んでいただいておりますということで、前向きに取り組んでいただいているんじゃないかなというふうに思います。ただ、今、令和元年度の決算見込みというものを御説明いただく中で比較すると、やはり31年度、この長期計画との比較もそうですし、当初の予算計画に比べても若干厳しい数字が挙げられたのかなというふうに思っております。

これをする中で、やはり当初の見込みとは若干違う状況にも予想されるんですけども、そういったものを踏まえて今年度、計画を組むに当たりまして、この当初の中長期計画、このあたりについてはどのように評価されているのかお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

平成30年度にお示ししました収支計画につきましては、当時、31年5月開院ということで、放射線につきましても緩和ケア病棟につきましても、全て予定したものが開設できるということで収支計画のほうを立てさせていただきました。その後、状況等が変わりまして、放射線治療にいたしましても緩和ケア病棟にいたしましても、まだ開設というまでには行っておりませんので、随時、収支計画のほうは修正を行っているところでございます。

当然、収入につきましては診療単価等が変わっていきますので、その辺の調整とか支出につきましても当初は推計というか、見込みのところを立てていたということもありますが、この令和元年度である程度、実数に近いというか、実際に今年度も11カ月分になりますし、例えば光熱水費にいたしましても、このたび暖冬ということで全く今後ともそのままよいという状況ではありませんが、実際の数字を使いながら収支計画のほうを変更等をしていっております。

また、医療情報システム等を繰り越しをしましたので、当然その影響で開院5年は赤字で6年目からは黒字というふうにお示しをされていたんですが、そのあたりはやっぱり試算しています。今のところ、1年は延びるというふうな今現状での試算ではそういった形になっております。

また、来年度より会計年度任用職員等、新しい制度も入っておりますので、その辺で支出のほうも当初の見込みとは変わってきておりますので、そのまま予定どおりの数字というふうには今は行ってないと、離れていっているのではないかなというふうには感じております。

以上です。

○畠堀委員

いろいろと新しい病院の運営面については御苦労いただいて市民の方からも感謝の言葉等いろいろ伺っておりますけれども、やはり経営ですので中長期の観点からの視点と

いうのは大変重要になってくるんじゃないかと思います。

特に、当初の計画とは変更点もあるように思いますので、そういったものをなるべく実態に近づけた上で修正をしていくことも大事じゃないかと思いますので、定期的な見直しとといいますか、毎年というわけにもいかないと思いますけれども、実態に合わせた中長期計画についての見直しについてもぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

例えば、インフルエンザとか、そういう発熱があつて来られた場合に対する対応ですか、両病院はどういうような対応をされておられるのでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

インフルエンザの患者さん等が来られたときの対応ですが、まずは例えば電話でお問い合わせがあつた場合は直接、発熱外来のほうへ行っていただくとか車の中で、発熱外来の近くに駐車場がありますので、そちらのほうで待機していただくというふうにしております。

もし、患者さんが中の受付のほうに来られた場合は、なるべく他の患者さんがいらっしやらない動線を通るように、職員側のエレベーターホールがあるんですが、そちらのほうを歩いて今、救急外来のところに家族控室というのを設けてあります。そちらに一時的に入らせていただいて待っていただく。診察するときには当然、一旦外に出るようにはなるんですが、発熱外来の入り口のほうから入らせていただくというふうな運用にしております。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長

大和病院のほうも光総合病院と同じような対応をしておりますが、あらかじめお電話があつた場合は中に入らせていただかなくて車で待っていただくか、部屋はないんですけど、一般の患者さんと分けて診察まで待っていただくようにしております。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、いわゆる感染症の対策として除菌とか、そういうのも含めて何かそういう考えみたいなものはあるんですか。それは清掃業務の方たちがやられるのかどうなのかわかりませんが、いろんなところをさわられたりするでしょうから、そういうところへの対策なりというのは常にとられていらっしやるんですかね、業務として。

○佐古光総合病院総務課長

清掃のほうですが、当然、手すり等、そういったものが清掃の対象となっておりますが、例えばアルコール等で消毒するとか、そこまでの対応は現在のところしておりません。

以上です。

○桑田病院事業管理者

業務というのは、うちの職員の業務ということでよろしいんですね。当然、皆、マスクをした状態でおりますし、各箇所アルコール消毒液を置いて、例えばドアをさわったその後はそこで洗うようにということを心がけています。

○森戸委員

はい、わかりました。働く方とももちろん、患者さんも含めて両方必要だと思うんですが、両方あるということでもよろしいんですね。——はい。

それと例えば、感染症等が大きく院内の中で拡大したときに、災害と同様に業務の継続計画というものに移行するケースが今後出てくる可能性があるんですが、そういうものは想定がしてあるんですか、病院の存続のために。どうなったときにどうなるのかというのは持っておられるんですか。

○佐古光総合病院総務課長

今現在、正式に業務継続計画というのは、まだ策定まではできておりません。ただ、職員に研修等に行かせて、つくるための準備というようなものは進めております。

以上です。

○森戸委員

いや、業務継続計画はありませんでしたよ。

○田村光総合病院事務部長

大災害を受けた後にいろいろ業務継続計画というのがあるんですけども、医療として地域の病院としての継続計画を今、実は案としてはつくっているんですけども、その承認まで経過を経ている状況です。正式にそれが項目としてあるかといったら、今時点では案でしかないところです。正式な継続計画という部分は、今つくる途中段階のところですよ。

○森戸委員

要は、感染症等で継続できなくなるケースは、どういうふうに想定されているんですか。

○田村光総合病院事務部長

今申し上げたのは災害のときの場合であって、感染等に当たってはマニュアル等の資

料は当然ございます。院内感染が広がった場合のその対策というのも基本的には感染委員会等がありまして、それと安全管理委員会といろいろありますので、その中でマニュアル等の整備はできています。

○森戸委員

どうお尋ねしたらいいのかわからないんですけど、要は想定をしているということと捉えていいんですかね。今後そういうケースが多々出てくると思うんですけども、病院自体はその感染も含めてなりやすいケースだろうと思いますので、そのところは持っておくべきものなんだろうと思いますが、よろしいですかね。

○田村光総合病院事務部長

基本的には感染等になると院内だけで完結するものではないので、院内として発生したときにどうするかというのはできています。あとは県の指示に従っていくという形になるかと思っています。

○森戸委員

いや、大和……。

○小田大和総合病院事務部長

大和病院のほうでも院内感染委員会、それから医療安全管理委員会のところで協議のほうを行って一応、感染症が蔓延した場合はどういうふうに対処するというようなマニュアルは作っております。

○森戸委員

最初に聞いたんですけど、基本的にはやっぱりどのくらいになったらそういうふうに移行していただくとか、そういう目安というものはないんですか。例えば、罹患をどのくらいの人がしたらどうなるかとか、職員がどのくらい罹患したらどうなるかとか、そういう想定というものはないんですか。働き方も含めてどういうふうに働いていくかと、そういうふうなリスク関連とかですが。

○田村光総合病院事務部長

感染症が何人いるからと、それに対しての決まり事はありませんけれども、その感染の度数ですかね、県内でも1、2、3、4、5とありますけれども、それによつての行動計画はございます。

○森戸委員

ちなみに、その行動計画はどんなものですか。

○田村光総合病院事務部長

例えば、現在のコロナウイルスの件に関しましても、県内に発生しましたがけれども、近隣になった場合に例えば面会謝絶するか、現在、光総合病院のほうでは不要不急の見舞い客は当然マスクとか消毒、発熱のある方はお断りという感じで現在は重くはしていないですけれども、そういう段階を踏んでやっています。

○森戸委員

予算なので、そこまで突っ込んで聞いていいかわかりませんが、想定はできておられるだろうと思いますので、今後の事態に備えてしっかりやっていただけたらと思います。

以上です。

○磯部委員

済みません、もう一度確認をさせていただきたいんですけれども、今回から会計年度任用制度ということで、それが影響している予算編成になっていらっしゃると思うんですけれども、そのあたりのまずは影響額というのはどれぐらいあるのかを確認をさせていただきたいと思います。

それとあわせて、非常に大きくなっている医師の支給というところで会計年度任用制度に移行した賃金からの勘定科目の振り分け以外のものがあれば、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。お願いします。

○佐古光総合病院総務課長

会計年度任用職員制度の影響額ということです。光病院なんですが、影響額としては1,260万円となっております。内訳としましては、給与が320万円、賞与としまして330万円、通勤手当を正職員と同様にいたしましたので476万円となっております。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長

大和総合病院の会計年度任用職員制度の影響額ですが、合計額で1,200万円になります。

内訳ですが、給与額としまして100万円、賞与、期末手当としまして300万円、通勤手当として700万円、あと法定福利費を100万円とっております。

以上です。

○磯部委員

もう一つ御質問させていただいたと思うんですけれども、今、内訳もよくわかりました。それに付随して会計年度任用職員制度に移行された中で、特に医師給というものは大和のほうは非常に高くなっていますけれども、これが賃金から医師給に振り分けられたというだけではなく、そのほかのことももう少し詳しく、聞き取れないところがございましたので教えていただけたらと思っています。

○田村大和総合病院業務課長

大和のほうの医師給のところですけど、医師の給与としまして、4月から1名嘱託の医師が、歯科口腔外科になりますけれど、増員ということで、それを見込んでおります。

それと非常勤の医師ですが、今まで来ていただいた先生の診療日数が、週2日来ていただいていたものが週3日になるということで予算を設けているものもあります。

○磯部委員

わかりました。じゃあ、口腔外科に今お二人だったのが3人になるということですか。

○田村大和総合病院業務課長

今現在は常勤医師1名と非常勤医師1名で行っておりますけれど、それが常勤医師2名となります。

○磯部委員

非常勤の医師がお二人だったのが……。

○田村大和総合病院業務課長

今現在ですけど、常勤医師1名と、済みません。非常勤医師1名と言いましたが、2名おられます、今度4月から、常勤医師が1名増えて2名と、非常勤医師を2名で予定しております。

○委員長

田村大和総合病院業務課長、今の説明はさっきと違いますよ。

○田村大和総合病院業務課長

済みません。申しわけございません。今年度が常勤医師1名と非常勤医師2名に来ていただいております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村大和総合病院業務課長

令和2年度4月からですが、常勤医師が1名増えまして4人体制となります。

○磯部委員

もうちょっと丁寧に教えていただきたかったんですけども、もう一回確認します。別にこれはどうこう言っているわけではなくて今回、会計年度任用職員制度というもので影響額が今それぞれあると。特に、医師の給料が大和の場合は非常に高くなっている

ので、それ以外の影響額がどこにあるのかというのを説明していただきたかったんですけども。

もう一度押しなべて言いますと、歯科医師の今までの常勤医師が1名と非常勤医師が2名だったものが、新しい年度で常勤医師が2名と非常勤医師が2名という体制になるということで、影響額があるということによろしいでしょうか。

○田村大和総合病院業務課長

はい、そうです。

○磯部委員

はい、わかりました。今回、微増ですけれども、診療報酬の改定の部分に口腔ケアの充実ということが掲げられておりましたので、2020年度のこの4月からの改定の部分でこれが多く突出しておりました。そういう意味でも歯科医師の先生方が大和総合病院に来られた、そういうところで公立としてそのあたりの計画なり、新年度からのそういうものがここに載るのかなというふうに少し思ったものですから、それがわかり次第また御説明をいただきたいというふうに思っております。

そしてまた、新年度予算ですからちょっと確認をさせていただきたいんですけども、病院局はいろんな突発的なことがこれからも起こってくると思うんですが、不時の支出に財源が留保されているのか、このあたりがどの程度のお金が妥当なのか、このあたりを御説明いただきたいと思っております。

○委員長

説明できませんか。

もう一遍質問してもらえますか、磯部委員。

○磯部委員

特別にというわけではなくて、先ほど期末の残高はこれぐらいというような御説明もございました。そういう中で病院局としては、どれぐらいのものが備わっているのが妥当なのかというのをちょっと確認をさせていただきたかっただけなので……。おかしいかね。

新年度なので、不時の支出に財源が留保されているかということを確認をする意味で質問をさせていただいたんですけども。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○磯部委員

私の質問に対してちょっと意がよく伝わらなかったようですので、後ほど詳細なお話を聞かせていただけたらと思っておりますので、委員長、私の質問はこれで終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第7号 令和2年度光市介護老人保健施設事業会計予算

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

○河村委員

参考資料の業務予定量のところの通所が30人ということですが、現在、登録はどのくらいおっているんですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

2月1日時点の登録数ですが、現在38名となっております。
以上です。

○河村委員

登録38人で38人の通所ちゅうのはなかなか厳しいと思いますが、現行の実績は何ぼだったんですかいね、平均は。

○原田介護老人保健施設事務係長

令和元年度の4月から令和2年1月現在の通所者の平均は、16.3人が実績となっております。

○河村委員

恐らく3倍近い90人ぐらいの登録が必要だと思われまので、そのあたりの方法というのを考えていただけたらと思います。

それから、3ページの賃金から給料にということで理解はできるんですが、意外に金額が減っているように思えるんですが、これまで嘱託なんかで勤務されていた方が人数減になるんですか、これは。今までどおり人員は確保されていると。

○原田介護老人保健施設事務係長

現在のところ、人員減は想定しておりません。

なお、当施設の臨時職員から会計年度任用職員になった影響なんですけれども、給料や賞与、通勤手当等は以前から職員と同等で計算しているというか……。済みません、ちょっと答弁を間違えました。

給料は職員とはちょっと違いますけれども、通勤手当等については職員と同等のものを支給しておりますし、影響額は微増という形になっております。

以上です。

○河村委員

それから、エアコンを改修されるということで3年間改良工事をしようという話だったと思うんですが、その改良計画みたいなものはおつくりになるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

前々年度に基本設計をしております、前年度は実施設計を計画しております。
以上です。

○河村委員

それで、その計画というのは総額で幾らですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

ちょっと申しわけございません、総額で8,700万円程度と見込んでおります。

○河村委員

ありがとうございます。

それから、7ページの通所リハビリの送迎業務というところで金額が挙がっておるんですが、これはシルバーか何かに委託をしたということなんですか。今、実情……。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員さんのお見込みのとおりなんですけれども、以前からシルバー人材センターと契約をしております、通常1人の業務委託、それから祝日に関しては3人の業務委託を実施しております。

以上です。

○河村委員

よく施設では職員が送迎に携わるケースというのが結構多いんですが、やっぱり専門の運転業務の方に委託したほうがやりやすいんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

職員のほうも全員が出ております。全員というか、通所の担当の職員と事務の職員が出ております。ただ、方々というか、いろいろなところに車を派遣しておりますので、人数のほうの確保のためにお願いしている状況でございます。

以上です。

○河村委員

はい。結構です。

○森戸委員

さっきの空調では3年間で8,000万円ぐらいですよということなんですが、その財源というのはどういうふうにご考えておられますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

いろいろ検討はしたんですけども、起債等は現状の収支計画ではちょっと認められないという判断ですので、過年度分留保資金で活用したいと考えております。

以上です。

○森戸委員

過年度分留保資金は、今ある起債の残高で行くということで今ある資金、そのことになるんですかね。ですよ。

○原田介護老人保健施設事務係長

はい。

○森戸委員

今回の3,800万円も、これは手持ちの資金を使ったということですかね。と聞こうと思ったんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

お見込みのとおりでございます。

○森戸委員

となると、あと1億3,000万円しかお金がありませんもので、8,000万円使うと、ほぼなくなると。経常の赤字で、もうお金がないという状況については大丈夫なんですかね。回るんですか、経営が。

○小田介護老人保健施設事務部長

見込みから言いますと、令和3年度中に財源がなくなる見込みです。ですので、その後については、市のほうから補助金なりをお願いしたいというふうに現在考えております。

以上です。

○森戸委員

建築20年度ということでは老朽化が激しいというふうには言われたんですが、それ以外に何かこう計画しているとか、突発的に場当たりのやらないためには、ある程度は計画しておかなければならないと思うんですが、そういう想定は今回のエアコン以外にも何

かあるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

直近と申しますか、まずはフロンガスの関係で空調設備及び給湯器のほうの更新を早くしないといけないと考えてはおりますが、費用の平準化をするため、ちょっと先延ばしをしているという状況です。

また、車等に関しても、中には20年経過する車もあります。6カ月ごとの点検はしておりますが、そういう車もございますので順次、更新も考えないといけないと考えております。

以上です。

○森戸委員

それでは、資金需要が想定されますので……。想定されるけれども、お金が出せないというような状況で大変苦しい状況であろうかと思っておりますので、その辺もやはり加味した経営といいますか、要るものは要るんでしょうから今言われたエアコンだけではなくて、そういう想定されるものも含めて令和3年ですか、その部分も考えていくと大変厳しい状況にあるんですが、どうしたらいいんですかね。そういう補助金以外のところでの何らかのプランといいますか、そういうものはあるんですか。

○森重副市長

これまでも介護老人保健施設につきましては、さまざまな御意見を頂戴をいたしております。近年、特に経営状況が非常に厳しくなったということを我々のほうも認識をいたしております。一方では、やはりまだ高齢化社会が続いていく中で、この施設について、市としては必要だという認識を持っております。

ただ、今後この経営については施設としては必要であるけれども、行政が必ずしも実施をしていかなければならない施設ではないとも考えておりますので、これまで病院のほうとも話を継続的にしておりますが、公設民営であったり、運営のあり方についてはスピード感を持って検討していかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、現状70名近くの方が入所もしておられますし、16名程度の方が通所もしておられますことから、経営というのは非常に大切な観点ではありますが、このあたりも踏まえながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○森戸委員

入所の方も、また職員も数多くいらっしゃいますので、その辺のところもよくお考えになられて方策を検討していただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 令和2年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長、小山環境事業課長、中本深山浄苑長、山本下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

121ページの自然敬愛環境基本計画推進事業についてお尋ねをいたします。この環境基本計画推進事業、先ほど説明ありましたが、子供たちに対する教育といいますか、やはりそういうものがじっくりやられておられるので、すばらしいなというふうに思います。環境基本計画では、2022年の時点で、地球温暖化ガスの排出量を1,862 tという目標設定をしております。それが、2018年の時点では2,038 tということで、計画まではなかなかまだ達成できていない状況にあるんですが、その目標に対してどういうふうに達成をさせていくのか、その辺のところをちょっと。別に2022年を待たずとも達成をすべきだと思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうかね。

○植本環境政策課長

先ほど委員さんが申された温室効果ガス排出量につきましては、先ほどの数値につきまして、産業も含めた全部門の数値を計上しております。それにつきましては、ちょっとなかなか削減もこちらも努力していますが、そういった結果になりましたけど、今回、後期リーディングプロジェクトにおきまして、令和4年度まで目標値の中で温室効果ガスの排出量で民生部門を設置しまして、全部門のうち、主に家庭における民生部門の排出量ということで数値目標を挙げました。それにつきましては、後期リーディングプロジェクトの策定時に209 t、CO₂がありましたのが、目標値が181 t、計画では4年度には達成するように目標を掲げまして、今現在の30年度の近似値におきましては194 tということで、徐々に削減は効果が上がっているというふうに考えております。これも後期をリーディングプロジェクトに基づく施策の展開によりまして、一定の効果があらわれたものと考えております。

○森戸委員

了解しました。達成に向けて引き続きお願いをしたいと思います。

それと、129ページの特定外来生物の対策事業について、1点だけお尋ねをいたします。これは市でやるものなんですけれども、このアルゼンチンアリの一定補助に対して、予算的にも含めてなんですけど、やっぱり県のかかわり、何らかのかかわりというのがあるんですか。予算なのか、アドバイスなのか、専門の知識を持った職員の派遣とかです。その辺はあるのかないのか。

○植本環境政策課長

山口県のかかわりでございますが、アルゼンチンアリ対策広域行政協議会の、光市も平成24年度から加入をいたしまして、山口県もこれに加入しております。今現在、広島県、山口県、光市、あわせて11団体が加入しております、その中で毎年総会、年に1回総会を開催いたしまして、市町同士の一斉防除の状況とか、今後の取り組みとか、それと、その中で環境省もオブザーバーに御出席いただいております、環境省への要望、質疑等、そういうことを開催しております。山口県とはそういった会議の中でのつながりと、現在はそういう形になっております。

○森戸委員

つながりというよりは、財政的な部分でお願いをしたり、アドバイスをお願いしたりとかということは、今まではやられていないですか。支援指定員とか、金銭的なものも含めて、そういうお話はないんですかね。

○植本環境政策課長

本市から国にはお願いは常に継続的に行っておりますけど、県にはしていないのが現状です。

○森重副市長

昨年、山口県市長会に、今課長が申し上げたように、アルゼンチンアリに関する財政支援を、県並びに国に対して要望をしたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。引き続き続けていただけたらと思います。

それと、131ページについてなんですけど、墓苑についてちょっとお尋ねをいたしますが、決算の指摘のところ、あじさい苑について今頂上まで上がるような対処とか、駐車場の整備、高齢化時代に対応したことをお願いをしたところ、調査研究しますよということだったんですが、そういった指摘に関して、今年度は何かの予算が中に表現されたものがあるのか、金銭的なものでなくても構いませんが、動きでも構いませんけれども、その辺のところがあれば、お示しをいただけたらと思います。

○植本環境政策課長

大和あじさい苑の進入路の整備でございますが、前日も委員さんの御質問を受けまして、こちらのほうで改めて調査をいたしました。あじさい苑につきましては、現在整備されております北側半分の第1工区と、南側半分に第2工区というのがございまして、それにつきましては、もともと開発行為の許可をとっておりましたが、30年の2月に今後の墓地需要の見通しなどを踏まえまして、開発行為の廃止の手続を完了したところで

ございまして、その当時の手続におきまして、県への確認事項といたしまして、開発行為の廃止後についての、墓地区画の整備とか進入路、駐車場などの整備については、将来的な整備を除いて、当面の間はできないというか、一応開発行為と一体とみなされるために、ちょっと難しいという回答を受けているところでございます。したがって、当面の間は適切な維持管理に努めながら、利用者の把握を引き続き調査なりしていきたいというふうに思っております。

○森戸委員

はっきりできませんということなら、できませんというふうに言っていたらですが、できないですね、今のお話を聞くと。また私もちょっとその辺のところを調べてみたいんですが、ぜひ、まあ今もおっしゃられたので、利用者のぜひ声を拾っていただきたいなと思います。やはり今のような仕組みというのは、鍵を借りて、開けて、上に上がるとか、大変不便だと思いますので、高齢化時代に対応をした墓苑のあり方というものを、もう一度お考えをいただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

121ページのところで、消耗品の中で、小中学校の緑のカーテンについての言及があったんですが、これはどの程度の金額が出ているんでしょうか。

○植本環境政策課長

緑のカーテンの消耗品につきましては、35万円の消耗品のうち、11万円ほど計上しております。

○河村委員

各校1万円とか、その程度の話なんです。そうじゃなくて、重点学校があるんですか。

○植本環境政策課長

学校からの希望を取りまとめまして配布しておりまして、一応全市内、全小中学校、保育園を予定しております。

○河村委員

小中学校と保育園も入れてということは、1校当たりが1万円ないという勘定なの。何か単価のあれがあったら、ついでに。

○植本環境政策課長

前年の実績等に基づきまして、1万円にも満たないということで、まとめて枠ということで予算計上しております。

○河村委員

子供の勉強ですから、もう少し、例えば、ネットをどうするとか、プランターをどうするとかということ考えて、金額も多少しっかりした金額を立ててあげるといいんじゃないかなと思います。

それから、129ページの先ほどのアリのところなんですけど、協働事業交付金というのは、地域づくり、市民部を通して出ていくんかと思うたら、つなぎをするだけで、実際には所管から出ていくということでええんですね。

○植本環境政策課長

予算におきましては、所管課で計上しております。

○河村委員

それで、国・県の補助金もあるというような話が見えてきたところで、要は、一斉というよりも、撲滅に対してどういう取り組みをされるのかというのが非常に気になるんですが、何かそういう計画がおありなのかどうなのか。一般質問を聞いていますと、環境省では撲滅をしようと、こういう取り組みをされているわけですよ。そうすると、それに応じた、要は、取り扱い団体でなければいけないというような話も見えてきたと思うんですが、そういうふうな撲滅に向けての方針とかというものはないんですか。

○植本環境政策課長

このたび、今おっしゃった協働事業提案制度に初めて予算計上いたしまして、住民の皆さんと計画を立てながら取り組んでいく予定としておりまして、先日もそういった国の交付金の話が出ましたので、これにつきましては、今後、地元の協議会とも十分に話をしながら、ちょっと協議をしてまいりたいとは思っております。

○河村委員

要するに、説明の中で、例えば、撲滅へ向けて進もうとしたときに、今現行のあり方では難しいという話じゃったと思うんです。撲滅するためには、じゃあ市が主導的な立場で、どこをどのように消毒していくかというのが最後残ったと思うんですよ。そのあたりの考え方、要するに、今年度はこの協働事業交付金をもって消毒をしていくわけですよ。だけど、もしも当初の、最初の何年じゃったですか、6年ぐらいの取り組みの中で撲滅しようと、こういう最終的な結論じゃったと思うんです。撲滅をするためには、今のままじゃいけないということがわかったんで、どういう変化を今からしていくのか。

○森重副市長

このたびの本会議の中で、そのような御提案を議会のほうからも賜りました。市長のほうからも御答弁を申し上げさせていただきましたとおり、まずは議員が視察に行かれまして、そのような実際に撲滅をされたということをお伺いをいたしましたので、まずは撲滅をされたという、京都市だったと思いますけども、いろいろお話をお伺いします

と、京都府の専門的な方が主導的な役割を果たしながら、京都市のある地域において撲滅まで運ばれたということでございますので、実際うちの職員がまずはお伺いをさせていただいて、どのようにしたら、これまで当市で撲滅ができなかった外来特定生物について、どのような形で取り組んでいけば撲滅をしていくのかというあたりを、実際に行ってお伺いをしたいと思っておりますし、環境省のほうにも、具体的な事例があるわけですから、そういったものをお伺いをして、住民がお困りになっておられる事案については、一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ぜひお願いをしたらと思います。それ以外にも、クモの話がありましたよね。私はセアカゴケグモだけかと思ったら、こないだ新聞で出たのは、何かクログモとか、何かほかにも種類が出ていて、今の岩国の基地周辺で言えば、物すごい数がもう生息していると。今年度どのような調査をされたのかということと、令和2年度にはどういうことを今考えておられるのか、ちょっとお話をいただいたらと思います。

○植本環境政策課長

セアカゴケグモの調査につきましては、今年度は、5月から12月にかけて毎月1回程度、発見された周防の事業所の入り口付近を中心に、これに接続いたします市道や県道沿いの側溝の内部や縁石のすき間などを中心に調査をしたところでございます。その結果、確認できませんでしたが、新年度におきましても、引き続き同じような時期に調査を続けてまいりたいと考えております。

○河村委員

ぜひ継続してお願いしたらと思います。

そのちょっと上段にある機械器具借上料136万3,000円というのがあるんですが、これは何じゃったですか。

○小山環境事業課長

この部分につきましては、環境事業課所管分にて説明いたします。

○河村委員

いや、何か中身がすごいわかりにくくて、質問にちょっと困るんで、次回以降の課題にしといてもらったらと思います。

それから、今129ページの下段のほうの工場排水等水質調査業務委託料というのがありますが、中で、大和地域の井戸水についてのお話がありましたが、もう水道が結構行き渡ったもんだと認識をしておりましたが、まだ周辺部では井戸水のところが相当数あるんでしょうか。

○植本環境政策課長

水道が接続されても、井戸水を引き続き持っていらっしゃる方もいますので、こちらとしては、そういった水質の確認のためにも調査は継続してやっているところでございます。

○河村委員

ただ、それが何件ぐらい。要するに、まだ、要は、水道につないでいないところが何件ぐらいあるんで、この金額の内訳がよくわからないからお尋ねしたんですが。

○植本環境政策課長

水道につながっているのが何件とかというのは、ちょっとこちらは、ちょっと今数字を把握していないところでございます。

○河村委員

おそらく皆さんが水道につなげていただいたら、必要ないところかも知れませんので、もうちょっと把握をしていただいたらと思います。

それから、131ページの墓地の土地借上料のところ、毎回お話をさせていただいておるんですが、要は、所有者の把握に努めていると、こういうお話でございました。最後まできちっと確認できればいいんですが、おそらくもう確認できないところがたくさん今あるんじゃないのかなと。私が光井の戸仲の墓地を見ても、地元のほうで結構整理をどんどん進めて、新しい墓地が、墓地というか、墓が建ったりするようなケースもあるんです。だけ、そういう意味じゃ、無縁になったところを整理をしていく。要は、今のままずっと置いとくと、未来永劫もそのお金を払うていかんじゃけ、その時代です。それじゃ、せつかく市営墓地等をつくったりすることで、お金を払っている人との差が出てこなくなるんですよ。一方的な負担だけをということはないんで、そういったところの工夫も、これからもう踏み込んでいかにやいけん。そうせんにゃ、ずっとこればかりが残ってしまう。買うちよきやあ安うに済んだのいと、土地を、ということになっても、どうしようもないんで、もうちょっと積極的なかわり方をしていただいたらと思います。そのためにも、市内にあちこちに墓地があるわけですよ。中には、もう墓そのものが倒れて、まるつきり荒廃したような状況があるんですよ。そういうところも、もし整理をしたら、そこの今一角全部が、ひよっとしたら普通の土地になるんかも知らんということのお話です。これ何でかと言うたら、沖縄に研修に行ったときに、昔の大きな墓があるんですが、那覇市内じゃったら坪30万円で売れる。だから、それ今みんな宅地にしよる。不明の墓地はですよ。だから、そういうことを考えても、極力有効活用というか、本来なら地価を多少でも高められるような方策ちゅうのは必要だと思いますので、頭の中に残しとってください。

以上です。

○河村委員

さっきあれして、129ページの中段の機械器具借上料のところ、そこでの処理費だというふうに聞いたんですが、借上料ちゅうのは、運搬の借り上げという意味ですか。

○小山環境事業課長

側溝土を収集するトラックの借上料でございます。

○河村委員

トラックの借り上げね。

135ページの3R推進事業のところ、容器包装の黄色い袋に入れるごみですね。汚れておれば可燃ごみに出してくれと、こういうお話で、随分そういう意味合いでは定着をしてきたと思うんですが、今後の見込みとしてどんなんですか。実際には焼却しても、全くばい煙といいますか、そういったものにも影響がなかったというふうに聞いておりますが、そろそろ容器包装リサイクルの品物の中でも、可燃ごみで処理することが可能なんじゃないんですか。

○小山環境事業課長

容器包装用プラスチック類の汚れているものにつきましては、可燃ごみとして出すことができるようになっておりますが、プラスチック類につきましては、恋路クリーンセンターのほうに搬入量がふえますと、かなり温度が上昇することによりまして、炉のほうに影響があるということは聞いております。したがって、今の現状、やはり容器包装用につきましては、できる限り分別をして、黄色の袋で出していきたいということをお願いをしておるところではあります。

○河村委員

当初から3炉運転ということにはならなかったわけですよ。今3つの炉があって、そのまま2炉運転をずっとやっておるわけですが、そういった意味で、温度が上がったから炉に影響があるというよりは、従前、生ごみの量が多かったときに、要は、火力が足らなかったと。だから、灯油を燃やしおったという時期が相当年数あったみたいなんで、そういう意味では、火力を補うことができ、私にはよかったというふうに思えるんです。今容器包装についてですね。そうは言いながら、地元の周辺地区にお住まいの皆さんの感情もあるんで、いきなりというわけにはいかないんで、できれば、今都会から帰ってきた人は、分別が多いので大変だと言われるんですよ。そのあたりの検討もそろそろということをお願いしたと思うんですが、多少はやっぱりそういうことも考える中で進めていただいたらと思いますので、お願いをしておきます。

その下の海岸清掃、環境美化推進事業の中の海岸清掃の委託料788万7,000円のうち、海岸清掃に762万1,000円というふうに言われたんですが、先般、室積の新宮海岸のほうの結構きれいになってきたところなんです、浜防風ちゅうんですかね。新宮のスクラップがあったとこの沖側に、結構な群生地になっているんですよ。大きいものは、もう私らの腕ぐらいある、根っこがね。全滅させようという話じゃなくて、ある程度地域

の環境に似おうた形が望ましいと思うんですよ。そうすると、今の室積海岸の清掃域を、どこまでかはわかりません。昔のヨットハーバーのところの辺までじゃろうと思うんで、そこからもう少し西の田中海岸まで清掃に出ていただくと、結構環境的にはすごいきれいになっているんですが、そんな考えはありませんか。

○小山環境事業課長

この海岸清掃委託料につきましては、あくまでも波打ち際の漂着ごみを対象とした清掃ということになっております。現在のところ、その海岸に漂着しておるごみの収集及び回収について海岸清掃ということで取り扱っておりますことから、今のところは、ちょっとまだそういったことに関しては、考えておりません。

○河村委員

例えば、虹ヶ浜で見ると、波打ち際というのは、松が生えているところまでを波打ち際とたしか言ったと思うんです。ちゅうことは、今の浜防風があるところは、波打ち際なんですよ。そういう意味合いで検討することが可能かどうか、あるいは、ちょっと現地をよく見ていただいて、どういうあり方がいいのかというのは、ちょっと御検討をいただいたらと思います。

それから、137ページのじんかい処理費のところの真ん中辺の土地借上料27万1,000円ちゅうのがあるんですが、これは何ですか。

○小山環境事業課長

土地借上料につきましては、旧大和町から継続しております後畑不燃物「処理場の地元対策の一環として、岩田・立野慶見の集会所の土地の借上料でございます。

○河村委員

終わります。

○畠堀委員

深山浄苑の関係の今予算を伺いましたけども、予算説明書資料の26ページ、こちらのほうで見ると、対前年と比較があるので見やすいんですけども、こちらのほうで見ますと、職員給与費がかなり大枠で減額されているんですけども、昨年と比べて職員の何か変動といいますか、そのあたりどのようなになっているのか教えていただけたらと思うんですが。

○中本深山浄苑長

深山浄苑につきましては、施設稼働休止により、平成31年4月から職員を5名から2名に減らし、施設や機器の維持管理を中心とした業務を行っているところでございますが、前年度当初予算の職員給与費等は、こうした職員の減を見込んだものではないため、当初予算と比較しますと、職員給与費は大幅減となっているものでございます。なお、

前年度の職員経費、給与費等は、12月の予算の減額補正を行っているところであります。
以上です。

○畠堀委員

濟いません。聞いている途中で思い出しました。濟いませんでした。

そのし尿処理のところ、し尿処理事業ということで、今年度予算がここに掲げられております、2,596万5,000円と。この金額というのが、今まで深山浄苑で処理していた事業を振りかえて今やっているわけですけど、これだけのお金があれば、深山浄苑の機能を他で代替できるというふうに考えていいんですか。

○中本深山浄苑長

代替とまでは、年間の管理維持費が1億円程度かかりまして、代替というわけにはま
りません。

以上です。

○畠堀委員

一応今、深山浄苑が停止しているということになりますから、維持費管理はちょっと
別にして、今、光市内で発生している処理というものを、まあ処理すべきものという
ものを、これだけの費用があれば、ほかのところにお願いして処理できるということか
と理解したんですけど、そうではないということですね。

○森重環境部長

深山浄苑につきましては、施設の休止以降、浄化槽汚泥については浄化センター、し
尿につきましては下松市にお願いをしているところでございます。御質問の、それだけ
あればできるのかということですが、実際今、投入させていただいているのは、
そのまま投入をさせていただいている状況でして、本来であれば前処理施設をつくって、
ごみを一旦取り除いた後に投入するということが必要なんですけれども、このたびの災
害の緊急対応というところで、そのあたりについては、そのまま受け入れていただい
ております。

したがいまして、今、汚水処理の共同化計画というものを策定しているところでござ
いますけれども、当然共同処理を行うに当たっては、そういった前処理ということが必
要になってまいりますので、こうした処理費用プラス、そうした部分の整備費用または
維持管理費用、そういったものが必要になってまいります。

以上でございます。

○畠堀委員

深山浄苑のことについては、今後どのような形でやっていくのかということを検討し
ていくということは、既に伺っております。このあたりのところを自前で持つのがいい
のか、そのあたりの処理の仕方については、いろいろ検討の幅があるんじゃないかと思

いますので、その検討の中でしっかり御検討をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○河村委員

浄化槽設置整備事業補助金の今、区域外について30基、区域内について5基というお話があったんですが、区域内の5基についてのちょっと状況をお知らせいただけますか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

区域内の5基の状況ということでございます。過去の申請件数を少し申し上げたいと思います。平成28年度が5基、29年度が4基、30年度が1基、現状が今現在で3基という状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

今の判断でいくと、要は、区域内で想定見込みを例年から割り出して考えたというふうにとれるんですが、そういうことですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

濟いません。そのとおりでございます。

○河村委員

区域外については、ある程度、何というんですか、不特定多数という表現じゃなくて、見込みで十分なんだろうと思うんですね。そこにはもう絶対に下水が行かんわけですから。区域内については、そうじゃなくて、何年か先には必ずつなぎ込みができると。状況的には、もうほぼ市内本管については、大方皆済んだわけですよ。そうすると、末端の管網整備をどうやっていくかという検討をしようときに、はなから、いや、もうことしも5基はやりますよという発想になってしまうじゃないですか。発想的に。そうじゃなくて、ここの地域は、今の状況でいけばちゅうような、今の、後で下水のときにも話をしますが、要は、制度を変えたんで、そうすると、これから、じゃあ10年先はどういうふうな管網整備をしていくんかというのが当然なかったら、新しいこういった事業ちゅうのは、本当は立ち上げられんもんね。だから、そういう意味合いで、あなた、例年に合わせて5基ちゅうのはわかったんじゃけど、もうちょっと中身を、自分の区域内を絞って対応していただいたほうが、おそらく望ましいと思います。もう5年先には行くところへ、できればそこへやるというのは、やっぱりちょっと間違いだと思いますので、極力設定に合わせたような施工方法をとっていただけたらと思います。

以上です。

○森重副市長

河村委員さん御指摘のとおりでありまして、実は、我々としても区域内ではあるけれ

ども、土地の形状であったり、本管との高低差であったり、物理的な事情によって下水道に接続できない地域が幾つかあるわけであります。それを室積と室積以外の地域で既に設定をして、そのエリアについては、区域内であっても、この補助制度を活用していくんだと。あくまで原則は、区域内は合併処理浄化槽ではなくて、やはり下水道の接続が原則であります。今申し上げたようなさまざまな事情によって接続ができないエリアについて、この補助制度を活用していただいて、より生活用水の浄化を図っていきたいと考えておりますので、今後、来年度から改めて下水道は会計が異なっておりますので、よりそこは精査をしていかなければならないと考えております。

以上であります。

○河村委員

せっかく御答弁いただいたんで、できればその際には、そこの地理的要因もあわせて出していただいたら助かりますので、よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第8号 令和2年度光市下水道事業会計予算

説 明：中本下水道課長、山本下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

さっきお話をさせていただきましたが、これからの、要は、長期計画をどうするかということと、それから、現時点で今対象区域が何戸で、要は、認可区域といえますか、が何戸で、実施戸数が何戸というような、そういうあれをお持ちなら、ちょっとお示しをいただくとありがたいんですが。

○山本下水道課下水道技術担当課長

対象区域がどれほどか、実施戸数がどれぐらいあるかという御質問でございます。下水道の区域でございますが、計画面積で申しますと約1,324haでございます。今整備が終えていますのが979haというところでございます。この面積につきましては、山地等の市街化ができない部分も含まれておりますので、よく人口の普及率で申し上げさせていただくわけなんですけど、今整備が残っているのが、人口で申しますと、4から5%程度がまだ整備できていないというところでございます。整備ができていない戸数、こ

れが対象戸数にはなろうとは思いますが、ちょっと今、数字的には出ていないんですが、全体で4から5%ができていないというふうに御理解していただければと思います。以上でございます。

○河村委員

普及率は何%です。

○山本下水道課下水道技術担当課長

普及率でございますが、市内の行政人口を対象としまして80.9%でございます。以上でございます。

○河村委員

できれば図面を出していただくとわかりやすいので、お願いをしたらと思います。

それから、3ページの一時借入れの金額なんですが、5億円と想定した根拠といたしますか、何かそういうものがあれば、ちょっとお示しをいただいたら。

○中本下水道課長

限度額を5億円とした理由でございますが、昨年度からの事業の実施の資金の流れ等を見まして、5億円程度の一時借入れ限度であれば、資金が回っていきだろうという実情から、5億円という額を見込んでおります。

○河村委員

新しい制度というか、会計に移行して見てみると、そんなに借入れが必要かなと思えるんですが、どんなことを想定をしています。

○中本下水道課長

まずは、給料の支払いと元利償還金の償還のタイミング、あと事業費の支払い、大きなものとしては、そのぐらいかなと思っております。償還がやはり一番大きな資金が出ていくタイミングであろうかなと思っております。

○河村委員

結構です。

○森戸委員

ちょっと関連で聞いてみますけれども、ここは長寿命化計画か何かするのは持っていましたっけ、長寿命化計画か何か。

○山本下水道課下水道技術担当課長

これは下水道の施設の長寿命化、つまり老朽対策かと思いますが、長寿命化計画とス

ストックマネジメント計画、この2つの計画を持っております。
以上でございます。

○森戸委員

それで、供用開始したのが60年ぐらいでしたかね。ですから、管自体は耐用年数とい
いますか、それはまだ来ていないと思われるんですが、40年ぐらいと考えていいんです
かね。

○山本下水道課下水道技術担当課長

下水道の管渠の耐用年数ですが、これは標準耐用年数で言いますと、50年というもの
がございます。これに達している管渠が存在するかどうかという御質問だろうと思うん
ですが、これにつきましては、昭和45年ごろに整備された管渠がございます。これが、
おおむね数年後には50年に達してこようかというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

濟いません。その計画自体を見ていないので、要は、それから今、老朽化の工事も含
めてやっておられるということなんですよね、計画的に。

○山本下水道課下水道技術担当課長

現在、長寿命化計画のほうなんです、先ほど申しました昭和45年ごろに埋設した管
渠の改築を、平成29年度から工事のほうに着手しております。ストックマネジメント計
画につきましても、予算の中で説明させていただいた光井ポンプ場の改築事業等につい
て、令和2年度から工事のほうに着手していこうと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第15号 光市漁港管理条例の一部を改正する条例

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

基本的なことです。甲種漁港施設の占有期間、甲種漁港施設とはどういうものを指すのでしょうか。

○西村農林水産課長

甲種漁港施設に関するお尋ねでございますが、この甲種漁港施設というのは本市が管理する漁港施設のことを指します。

以上でございます。

○河村委員

ほかに何か例えば乙種とか丙種とかというようなものがあって、それは市でない者が管理するということなんですか。

○西村農林水産課長

本市の条例においては甲種漁港施設しかありませんが、市が管理する以外の管轄、重複したりするようなものがある場合には、乙種とかいうものもあるようでございます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案1号 令和2年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：讃井商工観光課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

165ページのICカード導入整備補助金についてお尋ねをするんですが、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、これは1社、どこですか。どこに補助する。

○讚井商工観光課長

令和2年度は中国JRバスと聞いております。
以上でございます。

○森戸委員

令和2年度はというふうに言われたんですが、その続きが今後何かある、ほかの防長さんとかそういうところにも同様な支援をしていくような考えなんですか。

○讚井商工観光課長

県より令和2年度から順次IC化を進めていくというお話があったんですが、その先についてはどういう予定になっているかは現時点では不明な状態です。
以上でございます。

○森戸委員

わかりました。

それと、商工業の振興費で1億8,000万円ぐらい落ちているのが、これは商品券が落ちたからということでしょうか。

○讚井商工観光課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

それと、予算説明書の60ページで、広域生活バス支援事業が400万円上がったのは、昨年と比べてです、これはどういう理由ですか。

○讚井商工観光課長

広域生活バス支援事業補助金につきましては、複数市町にまたがる路線が該当しまして、令和2年度につきましては、中国JRバスが運行する「下松タウンセンターー室積公園口線」、防長交通の運行する「徳山駅前ー兼清線」、「光市役所前ー筏場線」、「光市役所前ー兼清線」、「光市役所ー岩狩経由の兼清線」、「光市役所ー高水線」を対象としたものでありますけれども、増額となった理由は、中国JRバスの運行する「下松タウンセンターー室積公園口線」、これが昨年まで国庫補助対象路線が県補助対象路線になりまして、本市の負担分が増加したものであるということでございます。
以上でございます。

○森戸委員

ついでに聞いておきますと、地域間の部分と乗り合いバスも同様の理由でしょうかね。

○讚井商工観光課長

地域間幹線系統確保維持費補助金のほうは、これは防長バスが運行する「徳山駅前―柳井駅前線」を対象としたものでありますが、国県補助金の算出基準によって市負担率が増加したということで、主な理由としては、利用客の減少によるものと理解しておりますが、それにより、市の補助金が増加したものであります。

それから、乗合バス確保維持費補助金のほうですが、こちらは中国 J R バスが昨年の新光総合病院ができたことによって、5月から運行を開始した路線であります。昨年は4月から9月分、半年分を算計上していたものに対し、2年度は令和元年10月から9月分の1年間分を計上したことによりまして増加しているものであります。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

それと、バスについて少しお尋ねをするんですが、高校が一つになってスタートするわけなんです。生徒数もふえているということで、直通ないしはそういった経由でもいいんですが、そういう御検討をされ、新年度予算に向けてされたことはあるんでしょうか。

○讚井商工観光課長

その路線の検討はしておりません。

以上でございます。

○森戸委員

そういう声とか、そういうものは上がってきてはいませんか。学校ないしは保護者ないし、そういう所から。

○讚井商工観光課長

商工観光課のほうで直接そういった声は聞いておりません。

以上でございます。

○森戸委員

それでは、ぜひ一度調査をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○磯部委員

先行議員のバスの問題がありましたので、引き続き1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

予算書の165ページの金額的には少ないんですけども、コミュニティ交通事業、昨

年の決算時においても、運転手の確保を課題ということで非常にお困りの点を御指摘があったと、御指摘をさせていただいたと思いますけれども、このあたりのコミュニティバスの運転手確保に対して、今年度、新年度は、安全装置というところで、そういうセーフティネットを確立されたということは非常にありがたいことではございますが、ここの伊保木地域のみならず、やはり今高齢者の方の運転、そういうところのお困りのところがたくさんおありだと思いますが、それに対する拡大に対する誘導策、市としての誘導策、この取り組みを拡大するための課題解決に向けてどのようにあわせて取り組まれようとしているのか、そのあたりが少し御説明いただけたらなと思っております。

○讚井商工観光課長

現在、コミュニティ交通については、伊保木地区で取り組まれているわけですが、拡大に向けて、現在、三島地区や周防地域においても導入に向けて検討を進めております。それぞれのコミュニティ協議会のコミュニティプランに地域内交通を掲げて取り組まれているので、市のほうも職員を派遣して地域内交通にはこういうものがあるといった事例を示しながら取り組みを進めているところです。この三島地区、周防地区においては今後どういうふうな地域内交通がいいのか現在アンケート等も実施していると聞いておりますので、そこら辺りを踏まえて今後も導入の検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○磯部委員

切実なお声が上がっておったと思いますので、この伊保木地区のとは少し違った手法もあろうかと思っておりますので、しっかりとそのあたりは進めて成果を出していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○土橋委員

これ全部になるんですけれども、経済部全部になるんですけれども、経済部の職員さんが全部で何人おられるのか、それと会計年度の任用職員が何人おられるのかっていうのをちょっと、わかりますか。

○讚井商工観光課長

今ちょっと合計を示した資料を持ち合わせておりません。済みません。

○土橋委員

いや、後でもいいから。勤務時間はどういうふうな勤務時間ですか。わからない。

○太田経済部長

職員の勤務時間でございます。8時半から5時15分ということのお答えになろうかと

思います。

先ほど、経済部の職員数ということでありましたけれども、申しわけございません、私も正確な数字を今ここに持っておりませんのでお答えが難しいですが、30人弱であったというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○土橋委員

いや、だから職員の分は後でもええから、今聞きよるのは勤務時間、いわゆる会計年度の職員の勤務時間っていうのは職員さんと同じなんですか。その分だけを聞いておきたいんです。

○讚井商工観光課長

会計年度任用職員、今年の4月からということなんですが、今まではパート職員とか臨時職員とかと呼ばれていた方が会計年度任用職員になるわけでございますが、パート職員については基本9時から15時、それが会計年度任用職員の短期の勤務時間になろうかと思えます。長期は職員と同じ8時半から17時15分となっております。

あともう一つ、事務補助的でない会計年度任用職員、商工観光課で言いますと、海水浴場を設置したときの監視員、これについてはそれぞれに応じたシフトで勤務することになっていきます。

○土橋委員

ざっくり言って、正職員が全部で、本来は全部でやるのが筋なんじゃろうけれども、会計年度職員というような者がそこに存在をします。そうすると、俗な言い方ですけども、どのぐらい少なくて済むんですか。じゃあ後でいいです。

○畠堀委員

2点ほどお伺いします。

一つは、バスの関係だったので、先行委員から詳細な質疑があったので重複するところは割愛しますが、民間バス運営補助事業については、ICカード等を除いても昨年と比べて800万円近くの予算が増額されております。この分についてはやはりなかなか相手がいることなのでなかなかこう、交渉等もなかなか難しいところはあるのかもしれませんが、やはり民間交通の充実という観点から、これから先検討していく中で、こういったものを例えば市営バスだとかコミュニティバス、いろんなことをやっていますけれども、そういった事業に置きかえていくというようなことを検討も必要ではないかと思うんですけども、その辺の費用対効果といいますか、民間バスとの関係、今後どのように考えておられるのか。ずっとこのままこの路線を維持していくためにお金を払い続けていくのか、このあたりの考え方について何かあれば教えていただけたらと思います。

○讚井商工観光課長

市の交通の件なんです、市では地域公共交通網形成計画を立てて、それに応じて交通網の整備を維持確保を進めていこうとしているわけなんです、基本的な考え方として交通結節点を、ちょっと待ってください、ちょっと済みません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○讚井商工観光課長

失礼しました。市では29年3月に策定した光市地域公共交通網形成計画において、効率的で利便性の高い公共交通網の整備を掲げ、バス路線の再編や地域内交通の導入に取り組んでいるところです。

広域的な移動や交通結節点間の移動を行う主要幹線、幹線の機能を鉄道やバスが担いまして、交通結節点から住居エリアを結ぶ支線の機能を地域に応じて路線バスや地域内交通で担うこととしている計画でございます。こうした考えのもと効率的な運航を目指すということにしております。

以上でございます。

○畠堀委員

まず今からいろいろと検討いただけるんだろうと思います。その中で先ほど申し上げたように、市営バスへの転換だとかコミュニティバスへの転換、特に交通結節点である島田と光の間なんかにつきましても、民間活力の活用というのでも検討できるんじゃないかと思っておりますので、幅広い観点から交通網の充実に向けての検討をお願いしておきたいと思っております。

それから、もう一点は、観光アクションプランの推進事業のことでございますが、こちらについては昨年と同じ1万6,000円という予算がついております。こちらの計画をもとに遂行されていると思いますが、かなり少額でのいろんな計画推進というふうを受けとめられるわけですけれども、このあたり、推進事業の事業についてのチェック、サイクルですか、チェックと、結果を評価、フォローですね、どのように進めておられ、この計画についてどのように評価して、どのように進めておられるのか、少し紹介いただけたらと思っておりますので、お願いします。

○讚井商工観光課長

観光アクションプランの事業の進め方についてでございますが、光市観光アクションプランは、平成30年3月に策定しておりますが、三つの方向性のもと10のアクションを掲げております。

令和元年度は、「光の海を活用したにぎわいの復活」、「観光関連産業の拡充」、「広域連携強化」の三つのアクションを重点施策として取組みを行ってきたところです。

最初の「光の海を活用したにぎわいの復活」につきましても、光の海や夕日を船の上から楽しんでいただく「瀬戸内サンセットクルーズ」という新しい試みを3回実施し、県内外からご参加をいただいたところであります。

2番目の「観光関連産業の拡充」に係る取組みにつきましては、昨年度認定しました光セレクション土産品の、これの重点的なPRに努めてまいったところであります。

「広域連携の強化」の取組みとしましては、先ほど予算の説明の中にありました周南3市の観光連携推進協議会の事業として、JR西日本の観光列車によって、中で観光PRを行ったほか、広島方面からの誘客ということでバスツアーなどを企画運営したところであります。

こうした事業をこの観光アクションプランの推進懇話会で話題、話、テーマに出して、ここでPDCAのC、チェックであります。そこで意見をいただいて、また次のアクションにつなげていくということで、来年度は、今年実施しました「瀬戸内サンセットクルーズ」をさらに拡充をして、光の海を船の上から楽しんでいただくような事業を催したり、今年度に引き続き広島方面からの誘客に努めてまいらるようバスツアー等を観光連携推進協議会のほうで現在検討しているところであります。

以上でございます。

○畠堀委員

令和ゼロ年度のチェックをしてアクションを起こすということで、令和2年度についてのプランを立てて行っていくということ、今その流れについてお示しいただきました。今年・令和2年度の取組みに大いに期待したいと思っておりますし、それぞれ今おっしゃった話の中では事業の充実拡充という方向での進めていくんだということでしたので期待しておきたいというふうに思います。

ぜひ、観光については、観光だけではなくて、いろんな光市の資源がありますので、他の所管との連携等も含めての対応についての幅広い観点からの検討をお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

それでは、141ページのテクノキャンパスのところで、YICさんが本年度末って言うちゃったですか、来年度末ですか、今撤退をするという話がありましたよね。私、アリーナの照明についてLEDにしよう、こういう話なんです、アリーナちゃ体育館のことです。体育館の照度に向いているのかどうかというのは、もう調査は済んでおるんでしょうね。通常は光源が明るいで、下で運動したりする分には余り適さないというふうな話が当初あったんですが、そのあたりの調査はお済みなんじゃないかと思っておりますし、令和2年度も指定管理料をお支払いしようという話の中で、工事せんにゃいけんかなと、そんなことも思ったりするんですが、その一連のことについてちょっと詳しくお話しただいていいですか。

○讚井商工観光課長

初めに、テクノキャンパス研修センターアリーナ体育館でございますが、照度については、ちょっと現在、私のほうでは把握をしておりません。なぜ今LEDに変えるのか

というところではありますが、来年で水銀灯の製造が環境問題の件で製造停止になるということで、今後のことを考えまして今回LEDに変えて、地球温暖化防止や維持費の削減に努めようとするものでございます。

以上でございます。

○河村委員

Y I Cさんは。

○讚井商工観光課長

Y I Cの撤退は、来年の3月末日でございます。

以上でございます。

○河村委員

水銀灯のほうは製造停止ということで、従前の悪い、要は変えんにゃいけんというのに該当するの、それに該当する。——はい。照度については結構大事なことなんで、恐らく検討したとは思いますが、しっかりその辺のところの裏をきちっととっておいていただく必要がありますからお願いをしておきます。

それから、先ほどの民間バスについてちょっとお尋ねするんですが、下松室積のJRバスなんですが、附属小学校のチャーター便というのはどっからどこまで運行しよってんですか。

○森重副市長

これは直接市のほうが運行しているわけではございませんが、学校のほうからお聞きしていますのは、JRの徳山駅から附属の小学校までというふうに聞いております。

○河村委員

すいません、ありがとうございます。何でかといったら、従前にもお話をしたと思いますが、光室積間はずっとドル箱、JRにとってはですね。で、それを附属を皆チャーター便に切りかえて、自分のところの利益だけはきちっと確保して、しかも、じゃあほかの便が赤字になる分は赤字補填をもらえるからというその発想がどうもシャんとせん、どねえかしてほしいと。このバス会社についての決算書というのは見ておられるんでしょう。で、答えてください。

○讚井商工観光課長

補助を出す上で確認をしております。

以上でございます。

○河村委員

私、以前にもお話ししましたよね、あれだけの大型のバスで、じゃあ乗車が何人じゃ

ったかと。大きなバスはどの家にも大変な迷惑だと。そのあたりのもうちょっとバス会社に対する介入を進めて、要は赤字にならないような運行をしてもらう努力というのがどっかで要るんじゃないかと思うんですよ。そうせんにゃもう切りがない。赤字になったら補填してもらえちゅんじゃったらみやすい話じゃから、もう全く放漫経営になってしまふんで、そのあたりの取り組みをそのしっかりするということが一番大事じゃし。できればマイクロバスあるいは10人乗りのバスで、そんな物が恐らく今コミュニティ交通あっちこっち研修に行ったときに、もう大型とかマイクロももう必要ないんですよ、ほとんど。そのあたりの実験をするためにもバス事業者には小さいバスでの運行。じゃあ一遍に50人ぐらいお客が来たときどうするかという問題は当然ありますが、通常はそういうときには予約をとったりすることが恐らく今の状況じゃ可能ですから、そのあたりの指導をするのが市役所の仕事なんで、その辺のところをしっかりとお願いをしたいと思います。

それから、その上の段の岩田のバス駅の管理運営業務のところ、収入が110万円なんですよ。もともとこのくらいしかなかったんで、お話を前にもさせていただいたんですが、自動化といいますか、あるいは今ICカードが入ろうかというのをどうやって運営しようとしてよってのかよくわかりませんが、お金が出ていくということに対する危機感はどうやって持ちよかんにゃいけんと思いますよ、担当者は。そのあたりのところをちょっと今後についてもお話しいただけますか。

○讚井商工観光課長

岩田駅の業務につきましては、地域の方々の利用の御不便にならないようにということで現在行っております。お金がかかる、そこら辺も考えなくちゃいけないということなんです、今後の業務だけに限らずそのあたりは常に考えていかなければならないことだと思っております。

IC化につきましては、JR西日本さんのほうから令和4年の春までに南岩国から徳山駅間をIC化していくという報道リリースがありました。これについてはJR西日本さんのほうでの事業ではありますが、利便性とかそういった状況もまた把握しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

しっかり対応していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点、ひかりぐるりんバスです。西日本バスネットさんで420万円、これも全く同じ状況だと私は認識しておるんですが、大型バスでやらなければいけないという理由をちょっと言うてもろうてええですか。

○讚井商工観光課長

基本的にはバス事業者がやっている事業でありますので、バス事業者のお考えがあると思いますが、マックスの乗車人数を見込んで、それに対応できるバスを準備されてい

るのではないかと推測します。

以上でございます。

○河村委員

あとするならば最大乗車人数というのがわかりますか。当初 J R さんがぐるりんバスを始めるときには補助は要らないということで自分ところの路線をつくっちゃったんよ。それが西日本バスネットちゅうのは全く子会社じゃから、経営形態が変わるからということで補助を出そうと、それじゃあ何かうちの言うことも、要するに赤字にならないような努力をどうやって求めるんかちゅうの全くないんじゃから。そのあたりのきちっとした話し合いを含めて指導ができるかどうかなんよ。だから、今の最大乗車定員、乗車人数を言ってもらっていいですか。

○森重副市長

河村委員さんからさまざまな御指摘をいただいておりますが、一つだけ、この運行補助であったり、運行の委託であったりの考え方を少し御説明をさせていただきたいと存じます。

運行に係る費用からお客様からの運賃を引いたものが結果として欠損額ということなのですが、それで我々が補助しているのは、一定の国が示す標準の運行経費、この距離等にかかわる運行の費用を画一的に出して、それから実質的な運行収入を引いたものを出していらっしゃるわけで、決してバス事業者の言いなりで運行に関する補助を出しているわけではないということをまず御理解をいただきたいと思います。

それから、ぐるりんバスのお話が出ましたが、この路線については、旧 J R バスの岩狩線の廃止に伴って、みずからが循環線を運行を始められたのがはじまりで、その後どうしても住民の方々の利便性と行政として公共交通の必要性を鑑みて、運行に要する経費を支出をしているわけでございます。

お尋ねのありました大型バスでなければならぬかという、まさにそこも当然大型バスを運行すれば車両の維持経費等々も必要になってまいります。この運行の今使っておられるバスにつきましては、委員からお話ございましたとおり、中国 J R バスの 100% 子会社でありますことから、私が理解しているのは、当時、中国 J R バスで使っていたバスを今運行に供しておられるので、今後バスの耐用年数等々で、更新のときにはそういった、こちらからのお願い等々も必要になってくるのではないかと思います。

以上であります。

○河村委員

当然税金を使っておられるんで適当にやっているということは思っておりませんし、基準にのっとってやっているんだと思いますよ。ただ、従前にもお話をしたと思いますが、バスを赤字がもらえるからという安易な気持ちの中でやろうとする、そういう事業者に対してもう少し厳しい姿勢で臨まないと、附属の要はチャーターについては僕はちょっとどう考えても信じられんのじゃけ。あんなことができる事業者があるということ

がですね。

そうすると残った、言い方が悪いですが、かすの部分は税金で補填しちゃろうとこういう発想が出ているということがやっぱり改める、そのためにはこの赤字部分は補填はしなきゃいけないという制度じゃないの。あくまでもできるという考え方に立ってやらないと、もう少し厳しい査定を含めて事業者との話し合いが要ると思っておりますので。今地域で困っている三井や周防の人たちから言うと、もう高齢者が、高齢化が過ぎてもう待てない。あともう2年待ってくれやと、こういわれても、2年待ったときにははあ皆寝たきりになったり施設に入所するようなことになって、余り時間的なものもないから早く小型車を活用して、それを地域のほうへ、コミュニティバスなのか、いろんな形で足を確保したいというその思いをぜひくみ取っていただきたいと思っておりますので、お願いをしておきます。

それから、167ページのブランド事業のところ、3年目だということですのでご期待はしておるんですが、例えば初年度にブランド化された商品がどうなったかと、すごい皆さん気になっていると思えますよ。なったものが、じゃあ市のいろんなところで適用されるというか、販売促進の何かになっているかとか、そんなものがすごい大事なんで、この事業で残った取り上げられた商品について、できるだけ長い期間とられるような施策も恐らく要るんだと思っておりますので、ちょっと御意見ここだけいただいていいですか。

○讃井商工観光課長

できるだけ長い期間でということでありまして。昨年指定をされたのは、6商品あるわけですが、まず一部の商品については、販売を行っている店舗においては販売開始後2倍の販売実績が上がっているという話は伺っております。

長い取り組みであります、まず量産できる生産体制も必要でありますし、何より事業者の協力が必要となってまいりますので、そのあたりは事業者と意見交換をしながら進めていくとともに、販路開拓につきましても積極的な販路開拓ができるように支援をしてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○河村委員

例えば売れ過ぎて困ったから、じゃあ大きな機械を買いたいと、じゃあその補助しちやげようかというところまで行きや大したもんなんですすいね。あくまでも聞いておりますちゅんじゃなくて、自分も中に入って主体的に取り組んでいかないと、こういった事業ちや絶対うまく行かない。その辺だけはしっかりお願いをしておきたいと思えます。以上です。

○讃井商工観光課長

済みません、1点訂正をさせていただきます。

先ほど、Y I Cの撤退が来年の3月末と申し上げましたが、正しくはY I Cの撤退ではなくて、Y I Cの閉校が来年の3月という（「閉校」と呼ぶ者あり）こととございま

すので、訂正をさせていただきます。（「何が違うの」「撤退と閉校」と呼ぶ者あり）

○河村委員

わかりやすう言わんと、要するに学校を閉じるのは来年の3月だけれども、やけ、来年の3月までは指定管理をちゃんとやりますが、もう入学停止になって、4月からは。今何人おってか知らんけれども、今おられる方だけが1年間勉強すると、何人おる……。まあええ、ええです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②議案1号 令和2年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：橋本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

②議案1号 令和2年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

69ページの、森林環境基金積立金ということで税金を積み立てたんですが、今年度は何らかの動きをするんですしたかね。ちょっと確認を。

○西村農林水産課長

森林環境譲与税関係の事業に関する今年度の進め方に対するお尋ねでございます。今年度につきましては、森林所有者の調査を昨年から進めておるのですが、なかなか所有者調査が進んでおりませんので、今年はその所有者調査をもう一年、引き続き行って、それなりにまとまった段階で、次のステップに進みたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

前倒しでいただいたものでありますので、ぜひ有効に活用をしていただけたらと思います。

それと、151ページで、農村婦人の家管理運営費用について、エアコン設置というふうに言われたと思うんですが、ぜひ、設置する際はハザードマップに合わせて、クーラー、室外機ですかね。多目的集会所と同様にお願いをしたいと思うんですが、いかが

でしょうかね。

○弘農林水産課地産地消担当課長

今回の、備品のエアコンの設置につきましては、1台増設ということになりますので、新しい部分につきましては、そういった対応のほうを業者のほうへ申したいと思います。以上でございます。

○森戸委員

よろしくをお願いします。

それと、155ページの、有害鳥獣対策についてなんですが、アドバイザーですかね、については、これは一体どういう資格の方になるんですかね。その辺からまず。診断をするということでしたけど。

○弘農林水産課地産地消担当課長

この事業の進め方になるかというふうに思いますが、こちらの講師につきましては、農林水産省が持っております農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度というのがございますので、その登録者を今、講師というふうに想定しております。以上でございます。

○森戸委員

どこに登録するんですか。県とか。どういったものなのか、もう少し詳しくお願いします。

○弘農林水産課地産地消担当課長

このアドバイザー制度でございますが、農林水産省、こちらが持っておる制度でございます。このアドバイザー自体は、地域における農作物の被害防止対策、こちらを的確に、効果的に実施するということを目的にするものでございまして。地域に応じた形で対応できればということでの講師で、指導していただくというふうな予定でございます。

以上でございます。

○森戸委員

ちなみに、この近くにいらっしゃるんですかね。その辺も含めて。

○弘農林水産課地産地消担当課長

ちょっと情報で、はっきりはしないのですが、県内に1名いらっしゃるやに聞いております。以上でございます。

○森戸委員

県内に1名だけですが、事業として、これ確保ができるんですかね。診断をするに当たって。

○西村農林水産課長

昨年、佐田で同じような事業を行っております。このとき、県の方に登録している方がおられまして、その方に御協力いただいているという経緯がございます。その他にも、アドバイザー登録をされた方がいらっしゃると思いますので、今年も引き続き行えると考えております。

以上でございます。

○森戸委員

集落診断の展開の仕方なんですが、どのあたりから何カ所とか、その辺がわかれば教えてください。

○弘農林水産課地産地消担当課長

この進め方でございますが、一応、地区としては2地区を想定いたしております。新年度、来年度でございますが、1つは塩田地区、こちらのほうの集落営農法人を予定しておるところでございますが、そのほかの場所につきましては、被害が特に多いところとか深刻化しているところとか、そういったところをいろいろ勘案しながら、御要望をいただく中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。よろしく願いいたします。

それと231ページの、災害復旧で小野橋の予算が上がっているんですが、どのように進めていかれるのか、お願いいたします。

○西村農林水産課長

小野橋の撤去について、どのように進めていくのかというお尋ねでございますが、小野橋の撤去に係る新年度予算について御了承いただけましたら、地元関係者と調整を図るため、周辺住民への周知について、進め方を検討するなど、小野橋撤去に向けた調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、実施時期につきましては、入札手続等も含めた準備期間や、梅雨時期、台風時期等を考慮いたしますと、渇水期となる11月頃からの着手を見込んでおりますので、円滑に実施できるよう、今後必要な対応を進めてまいりたい。このように考えております。

以上でございます。

○森戸委員

工期とすれば、どのぐらいかかるんですか。年度をまたぐのか、どういうふうになるかわかりませんが。その点は。

○西村農林水産課長

11月から着手しまして。撤去工事でございますので、年度内には完了できる見込みで考えております。

以上でございます。

○森戸委員

この予算は恐らくこの撤去にかかわる部分だけだと思うんですが、例えば県道徳山光線、商店さんがある側のほうの橋におりるところなんですけれど、おりていく、こう下がっていますよね。あそこの部分の処理というものはどうされるんですかね。橋を落としたはええんですが、ぱっくりあくような形になろうかと思うんですが。その辺の安全面も含めた、進入をしていかないような形の処理の仕方がわかれば教えてください。

○西村農林水産課長

小野橋撤去に係る処理の仕方ということでございます。この部分につきましては、今後、河川管理者となる県と調整いたしまして、市の方がどこまで復旧するのか、詳細な調整を行った上で決定することとなっております。

以上でございます。

○森戸委員

両方の側が入り口があろうかと思っておりますので、それについても新たにそういうことになると、予算をまた確保したりなんたりせんにゃあいけんような形になろうかと思うんですが。やっぱり、そういうふうなことになるんですかね。

○西村農林水産課長

今、県の方と細かい話は進めていないんですが、ある程度、水路断面というのが決まっておりますので、その部分が補填できる、例えば川を下流側に見て左側、左岸側であれば土手、右岸側は割と高いため、進入防止措置に関しては実施する必要があるとは思いますが、土手とかそういう河川構造物については、恐らく田んぼ側だけつくような形になるのかなと、今はそのように考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。また地域とも話されることだと思っておりますので、そういった話も出てこようかと思っておりますので。ぜひ、意見の吸い上げといたしますか、よろしく願いをできましたらと思っております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

147ページの、農業振興対策助成のところ、いろいろな促進策を図っているということがわかったんですが。今の振興策を進める中で、例えば、里の厨に生産品を一遍に持って行った場合に、どのくらいその処理ができるのかという意味合いがわかりますかね。大体、季節物ですから、結構同じ時期に皆とれるんですよ。農業者からすると、当然、里の厨だけじゃなくて、青果市場へ出したりいろんなところを手配していかんにゃあいけんわけですが。この振興対策の中で、要は計画的な栽培、野菜の生産は、どういうふうにご考えておられますかね。

○弘農林水産課地産地消担当課長

里の厨の出荷物の取り扱いというところかというふうに思います。基本的に今、里の厨で販売しているところをいろいろ聞きますと、長いこと置くと、値段を下げてとかいうふうなこともしているふうには聞いておりますが。現状、そんなに多くが値段を下げてというふうなことは、割と少ないというふうに聞いております。

ただ、出荷するために調整ということにかかわりましては、その数量の確保を図るということで栽培の研修会を開催して、栽培技術の向上をしたり、作付の誘導、それから農薬の使用とかそういったところは指導をしているところです。また、市内で生産をされていないようなものとか、そういったところの新たな取り組みということも、集客効果とか売り上げの向上ということにつなげているというのが実態でございます。

以上でございます。

○河村委員

安定的な収入確保のために、研修等当然やっていただいているもんだと思いますが、よろしく願いをしたらと思います。

149ページ。県営土地改良事業のところ、柏木ため池の調査、改修というふうに言われたんですが。私もちょっと知らんだけかもわかりませんが、島田川土地改良区は解散をしましたが、土地改良区が持っていた財産は、今はどちらがどういうふうに管理をされているのでしょうか。

○西村農林水産課長

島田川土地改良区の財産についてのお尋ねでございますが、土地改良区が保有していた財産のうち一部は移譲という形で、市が引き受けたものもございまして、引き受けていないものもあります。例えば、天符の圃場整備のときに、水を上げる施設とかをつくっております。これらについては、光市の方が譲与を受けております。

以上でございます。

○河村委員

とすると、柏木ため池の、要は、ため池は個人なのか、そのいろんな所有者がいらっしやると思いますが、流末の水路は、土地改良区のものじゃあないん。

○西村農林水産課長

柏木ため池の流末水路に関するお尋ねでございますが。下流部は、いわゆる青線ということで、国から市が譲与を受けている国有財産でございます。このため、土地改良区の施設ではございません。

以上でございます。

○河村委員

土地改良区の所有物というようなものが、まだ相当数残っておるんでしょうか。

○西村農林水産課長

島田川土地改良区につきましては、土地改良区名義になっている、例えば農道であったりとか水路であったりとかいうものはございませんでしたので、残っておりません。

以上でございます。

○河村委員

それじゃあ例えば、今度また改良しようというときに支障はないという捉え方でええですね。

○西村農林水産課長

支障はございません。

○河村委員

その下段の、道水路の補修用資材のところ、10万円というその話があったんですが。これは通常のその補修と同じような格好で、自治会なのかあるいはその地域でやっておられるのか。その辺がわかれば。

○西村農林水産課長

土地改良施設管理事業の道水路補修用資材についてのお尋ねでございますが。こちらは自治会単位で1年間に10万円支給する制度でございます。

以上でございます。

○河村委員

自治会にところ言われたんですが、道路の場合は、利用する形態によって複合的なそのケースがあるかと思うんですね。利用者そのものは周辺の自治会も一緒に利用されるというようなことをやるんがありますから、そういった意味合いでは1つの道水路で

3つの自治会がお金を出し合うということは可能なんですか。

○西村農林水産課長

ケースにもよると思うので、個別の例を出していただければ、お答えできますので、実施を考えられている場合は、所管の方にお尋ねいただければと考えております。

以上でございます。

○河村委員

155ページ。市民の森保全事業で、コバルトラインのその市民の森と、こういう話だったんですが、もともと県がつくったコバルトライン上の施設は、もう全部一応、市のほうに管理だけ移譲されたという捉まえ方でええんですか。

○西村農林水産課長

県のほうから、維持管理については光市の方に移譲されております。

以上でございます。

○河村委員

コバルトライン上にはツバキの木がたくさん植わっておりますが、そのツバキの実については、どういう管理でええんですか。

○西村農林水産課長

コバルトラインの周辺にあるツバキの実の所有者についてのお尋ねでございますが、ツバキの実の所有者については定めた条例や内規はございませんが、広義には法律上、果実を所有する権利は樹木の所有者でありますので、その土地の所有者が光市であれば、市の管轄になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

コバルトライン上の、今のその市民の森を含めて、誰の土地。

○西村農林水産課長

市民の森のエリアについては市の管理でございまして、市民の森については経済部の方で所管しております。

以上でございます。

○河村委員

コバルトライン上の植栽については。

○西村農林水産課長

コバルトラインは市道ですので、そのエリアのどこに植えられているかによって、管理は異なるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○河村委員

はい、わかりました。

それから、その下の有害鳥獣なんです。先般も、すぐこの裏でイノシシが出たということで、大変な対応だったと思うんですが。住居の近くに、すごい今、出てくるようになったんですよ。毎年のように対策はしていただいておりますが、ほとんどが、わなをつくったり電線を張ったりというような形で、どうもイノシシを減らすというような形に結びついていないような気がするんですが。

前にも言ったことあるんですけど、有害鳥獣対策キャンペーン月間とかね、何かこう全体を挙げて取り組むような、1カ月みたいなものの設定っちゅうのはないんですかね。今このままいくと、もう農業者は半部諦めていますから、それが諦めたがゆえに、もっと住居のほうへ侵入してくるということになれば、もっと大変なことになるんで。ちょっと1回、大がかりに追っ払ったら、大分その対応が変わってくると思うんですけどね。その辺どうですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

イノシシ被害というか、市街地へのイノシシの出没に対応するというところでございます。先ほど予算の説明でもさせていただきましたとおり、わなの設置については、若干拡充をさせていただいたところでございます。ただ、委員さんもおっしゃるとおり、今、町なかでは銃も使えないというような状況もございますので、正直なところ、所管といたしましても非常に苦慮しているところでございます。

今、委員が申されましたようなキャンペーン月間というような方法も、一つの手法にも入ってくるのかなというふうにも思います。内容等もちょっとよく吟味する必要もあるとは思いますが、御提案として内容等もちょっと研究のほうをしてまいるのも一考かというふうに思います。

以上でございます。

○河村委員

とにかくね、考えられることを何でもやろうというような姿勢が大事だと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

それから、157ページ。水産振興事務費のところ、光・熊毛地区栽培漁業協会の負担金ということなんです。ちょっと今、実態がよくわからないんですけども、光ではアワビをやっていると。中間育成も当然、上関のほうでされて、放流をされておるんだと思うんですが、どういうふうにもその漁業者の収穫に結びつくのかというのが、ちょっとよく見えなくなってきた。だんだん見えなくなってきたんですが。

光・熊毛地区栽培漁業協会の従前は、決算書や何かは皆もらっていたんですが、中身

について決算であんまり出たように記憶がないんですが。その事業内容についての開陳はどんなですかね。中身をお知らせというか。

○西村農林水産課長

光・熊毛栽培漁業センターの事業の内容について、どのようなお知らせがあるかというお尋ねでございますが、こちらにつきましては、決算書等、事業計画も含めて、ホームページに掲載されております。そちらで閲覧することが可能となっておりますので、御参照いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。何と言うたらええんですかね。今回、恐らく埋め立て場の大半が販売をすると、こういう話ですから、水槽がなくなってから、皆さん方の関心が薄れてしまったんですよね。その栽培漁業というものについての関心がね。

私、知らない間に、フグだけじゃなくてクルマエビまで今、養殖をしていたということでもあったんで。そういったリスク管理についても気になるところでありますので、ぜひ協会の役員会とかというところでは、そういったリスク管理についても保険がかかっているのか、どういう状況なのかとよく確認をしていただけたらと思います。

それから、159ページの漁港施設の管理事業のところ、戸仲漁港の設計をやろうと、こういう話なんです。レジャーボートの係留所、もともと浅江のヨットハーバーの計画があったわけですが。一応なくなったということは、レジャーボートをどうするのかというその方針が出ていないと、そういうものをなくせないと思うんですが。そのレジャーボートをどうするのか。

例えば、その漁港区域にレジャーボートを一緒に係留してもええよと、こういう話に持っていくんなら、前段というか整理せんにゃあいけんことがいっぱいあるんで。今回のようなこういう測量設計をしたりするとき、いざ港の容量の中で、本来の漁業者が泊めるべきところの区域設定、台数は当然、限定されますのでね。そうすると、その他の区域というのを設けたりするのかどうか。そんなその計画をされるのかどうかですね。

○西村農林水産課長

漁港施設管理事業の測量設計等委託料ですが、これは戸仲の岸壁を修繕するための事業で、施設の長寿命化を図る目的で実施するものです。例えば、そこを漁港施設として利用できるのかとかできないのかとか、そのような検討をこの事業の中で実施することはできないものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

だからその前段の、要するにレジャーボートをどうするんかという、その話をしていたかんと。

○西村農林水産課長

プレジャーボートにつきましては、施設内が漁港施設ということでございますので、まずその漁港施設は漁業者が利用する施設でございますので、漁業に支障のない範囲でプレジャーボートの係留ができるのか、どの程度泊められるのかについて、漁業者と調整を図りながら、その数などを適切に確認、把握した上でルール化を図っていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

総合計画の中に、今の係留についてのその話がありますよね。構想的に受け取れば、漁港と一緒に整備をしていこうというその方針だというふうに受けとめて話をさせていただいておるんですが。今の話でいけば、全くそんなことは考えていないと。漁港については今までどおり漁業者のというふうに受け取れるわけです。

今、全体的に光漁港、西ノ浜、戸仲、浅江に港があるのかどうかわかりませんが、について、市内に恐らく100艘ぐらいのボートがおるんですよね。そのあたりのところをどう整備するかっちゅうのは、経済部じゃなくて政策企画部のほうですよ。ここじゃね。

○西村農林水産課長

プレジャーボートの整備、漁港施設内の整備ということに関するお尋ねと思いますが、第2次総合計画の中で、「関係者との協議にプレジャーボート等との漁港内の適正な利用計画の調整を促進する」というふうに書いております。あくまで、漁港施設は、漁業者の利用する施設であり、漁業に支障のない範囲でプレジャーボートが適正に管理できるような、そういう計画を整備するべきであると考えております。

以上でございます。

○河村委員

おっしゃるとおりなんです。ただ、そうは言いながら現実的には、じゃあそういったプレジャーボートがある。それをどうするんかというのは、経済部の中で恐らく検討をしなければいけない課題なんで。今回のように、今から計画をつくろうという話なら、そういったことを含めて検討をしておく必要があるんだろうと。実際に、計画そのものは漁港だけで、漁業者のためのと言いながら、そうでない人たちをどこへ、どうするんかというのは、その計画をつくりながらでもきちっと整理をしていく必要があるんだと思いますので。もう答弁ええですからね。よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

それから、最後。161ページのフィッシングパークなんですけど、これはもう長寿命化計画は全部済んだんですかね。

○弘農林水産課地産地消担当課長

フィッシングパークの長寿命化計画のほうは、まだ終了している状態ではございませ

ん。

以上でございます。

○河村委員

もう築何年になりますかね、耐用年数はとうに過ぎている状態で。先般も、結構お客さんが最近多いんですよ。たしか100人までとか制限があったと思うんですが、そういったものをきちっと整理をしとかんと、万が一、人がたくさん乗って倒れたとかっちゅう話は、しゃれになりませんので。お願いします。——どうぞ。

○西村農林水産課長

フィッシングパークの長寿命化計画というそういう書面にしたものはございませんが、フィッシングパークは開設からかなり年数が経過しておりますので、例えば、平成10年に塗装の塗り替え工事を実施しておりますし、その後、平成22年度から25年度にかけて、再度塗装の塗りかえを行い、その際に発見した様々な損壊部分、断面が欠損しているコンクリートの部分も修繕を行っております。

こうした定期的なメンテナンスを続けることで、塗装が概ね10年ぐらいの間隔で行うという指針がありますので、その間隔で、その都度詳細な点検を行って、維持管理、長寿命化を図っているところでございます。

前回の塗装が平成25年ということなんで、10年後、概ね、令和6年頃がまた次の補修機会になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

塗装をやったというのは理解できるんですが、セメントの寿命そのものがどのように考えておられるのかということになろうかと思っておりますので。ちょっと大がかりな、1回コンクリートの劣化を含めて対策というものを、検討をしていただいたらと思っております。

終わります。

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

予算書の161ページ、説明資料では、表として33ページ。光漁港海岸保全施設整備事業ということで、毎年、本当に残念ながら、国の予算などがなかなかつかないというところで。そういうわけにもいかないもので、しっかりとこのあたりを担当職員がきちっと、そのあたりを予算要求されていますけれども。

昨年、台風の影響でこの浜崖、このあたりの質問などもあったかと思っておりますが。先ほど、測量設計のあたりでその影響のことも説明されましたけど、それを勘案された、今回はこの海岸保全の工事のほうをやられるというふうに認識したんですが。もう少しわかりやすく説明いただけますか。済みません。

○西村農林水産課長

海岸保全整備事業の測量設計等委託料の、もう少し詳細な説明についてのお尋ねでございます。新年度は、先ほど予算の説明の方でも申し上げましたが、昨年の襲来した台風10号に伴う海岸への影響の確認などを実施する予定としております。

養浜に対する台風の影響については、これまで台風の襲来がなかったために、検証されているものはシミュレーション結果のみとなっております。このシミュレーション結果によれば、台風の影響は限定的とされておるんですが、実際の状況については確認できたものが何もない状況でございます。

このため、新年度につきましては現況の測量調査を実施いたしまして、これまでも測量を行っておりますので、そのデータと今回台風後のデータ、これを比較いたしまして、どのような違いがあるのかとその部分で影響を確認するシミュレーションをつくれば、かなり精度の高いものが結果として得られますので、そこら辺の検証を行う予定となっております。

また、もう一点、西ノ浜側の移動が、我々が考えたより少し多かったという状況もございまして、このあたりがどの程度この養浜事業に影響してくるのか、ここら辺についても再度、この測量の中で実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○磯部委員

はい、よくわかりました。じゃあ、そのあたりもしっかりと調査をしていただいた結果、その砂の投入の仕方も、今後、変更がある可能性があるということですね。はい。じゃあ、よろしく願いいたします。

○畠堀委員

予算書の156から159のあたりですね。漁業振興事業ということで予算計上いただいておりますが。一昨年までだったと思いますけど、漁業の6次産業化の協議会を光市と漁協のほうでつくられて、いろいろ研究を進めてこられたんじゃないかと思うんですけども。その概略のまとめと、そのまとめがこの予算の中にどのような形で反映されているのか、そのあたり紹介いただけたらと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

水産業の6次産業化の件での質問でございます。当組織の名称が、水産業の第6次産業化推進協議会というふうに申しております。これまでの経緯を申しますと、平成27年に将来的な漁業経営の改善につながる事業へ取り組むということにより、光市の漁業振興と市民の豊かな食生活の実現に寄与することを目的に設置したところでございます。

それ以降、宇部市や愛媛県伊予市への視察あるいはハモやシスを材料とした試作品の加工調理、そのほかにも毎年2回から3回程度、会議等を実施してきたところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

そうした協議会の取り組みのまとめとしてまとめられたと思うんですけども、それが今回の予算の中にどのような形で反映されているのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

はい、失礼しました。その結果ということにはなるんですが、一応、光市近海の海藻類アカモクなんですけど、そちらの生息状況の調査とか採集活動を行いまして、地元の加工業者と連携してアカモクの商品化、それから魚価の低いものということで、規格外のレンチョウを使用した加工品の試作開発を行いまして、一夜干しとか煎餅として商品化に結びついているところでございます。

これらにつきましては、いずれも加工業者のほうで最終的な商品化に結びついているところでございまして。こういった結果になったところ、そういった取り組みを行って行く中で、その協議の中でも議論になったところでございまして、漁業者自身の手で、生産から加工、販売、これまでを行って行くことは困難であるというふうな結論づけの中で、加工業者と連携した、市のほうでは「水商工連携」という独自の表現をさせていただいておりますが、取り組みのほうへシフトしたところでございます。

そういったことから、今年度につきましては、その協議会に対する補助金というものはなくなっているわけでございます。今年度をもちまして、一旦、発展的解消ということで、今後は必要に応じて協議しながら、この6次産業化につなげていくことが望ましいんじゃないかというふうに結論づけているところでございまして、予算としてこれがあるというものではございません。

以上でございます。

○畠堀委員

現状、その光漁協の中での事業の完結は難しいんだということで、そういった方向に今シフトされているということについては理解できますし。6次産業化については、漁協だけではなくて流通面も含めて、幅広く検討していくことが必要ではないかと思いますが、一般質問等でも出ていますように、光市には多くの入市者の方が集まってきております。県内でもやはり光を選んで来ているような状況になっていますので、今年度も1人入ってこられて、やっぱり親方となる方が少ないぐらいということで、若い方が志しておられると。そういう方が光に来たときに、「漁業をやったけれども、やったはいいけども」っていうようなことになってしまうと、やはりこれだけ多くの方、今9人になるわけですけども集まってきて、漁業に対して、我々光市の人間として、やはり何か物足りないんじゃないかと。

やはりそこにはもう少し、せつかく若い人がふえてきて、かつての漁協でいいますと婦人部というような、配偶者とか家族の方も若い方もふえてきておりますので、そうい

った方も含めて、とるだけではなくて加工についても、他市の漁協等ではそういった配偶者とか家族の方も巻き込んでやっているところもありますので、やはりそのあたりのところを、道筋をつけるとかコンサルティングのようなことを少ししてあげないと、若い方たちが集まってやっておりますけれども、何かやりたいと思っているようなところはあるやに聞いておりますので、ぜひ、そのあたりのところを酌み取っていただいて、もう少し踏み込んで継続した取り組みをお願いをしたいと思います。そのあたりのことで何かお考えがあったら、教えていただけたらと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

ニューフィッシャーとのかかわりというところかと思えます。ニューフィッシャーの方につきましては、今年また、2名の研修生が来ておられて研修を行っておられまして、独立を目指しておられるというところがございます。御承知のとおり光市の漁協のほうにつきましては、女性部というか婦人部といいますかそちらの組織が、非常に弱いというかそういう状況でございまして、そういったところの発展に他市と比べまして結びついていないという現状は認識しております。

話はまたちょっと別になりますが、今度の室積の跡地の売却、こちらには基本的には民間の方に購入をしていただくということにしておりますが、その購入条件というか売却条件としまして、6次産業化の実現できる業者ということを選定するというにしておりますので、そういったことに市のほうとしても関与できれば、していく必要があるのかなというふうには認識しております。

以上でございます。

○畠堀委員

今後の取り組みとして、前向きな面もあるやには今、伺いましたので、ぜひそのあたりのことも、私の言ったことも踏まえまして、ぜひ集まって来たニューフィッシャーの方がこれからまた夢を持って活躍できるような取り組みといいますか、光市としてのコンサルティング等についてもぜひお願いしたいなと思えます。

以上です。

○森戸委員

経済部の中で、公共施設の管理計画に関して何か動きがございますかね。課題として、ライスセンター等をどうするかっていうのは残っていたと思いますが。その辺のところはいかがでしょうかね。

○弘農林水産課地産地消担当課長

小周防のライスセンターの今後ということかと思えます。今回の予算の中には掲載をしておりませんで、予算化しているわけではないんですが、今、ライスセンターの処分に向けて、所管のほうで取り組んでいる最中でございます。基本的には処分という方向で進めているところでございますが、中にいろんな、もう既に使用していないものとか

も多くございますので、そういったところの処分を含めて、今後引き続き、進めてまい
るようになるかというふうに思います。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。少しでも展開としての平米数が減れば、一步前進ということになるら
うかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、経済部の保有する施設で、要は、高齢化が進展をしてきてバリアフリーとか、
建てた当初と今で見ていくと、そのバリアフリー化の度合いというんですかね、がどう
なのかといった点があるのではないかと思うんですが。そういう部分に関しては、チェ
ックとかそういうものはしているんですか。長寿命化とかそっちの視点は、よくいろ
んな議論の中でも出てきますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。市民が
サービスとして利用されるんですから、そこには常に気を配っておかないといけない
と思っておりますけどいかがでしょうか。

○太田経済部長

経済部所管の施設のバリアフリー化等についての御質問でございますけれども。経済
部所管におきましては、農林水産課関係ですと、農村婦人の家や周防多目的集会所あ
るいは大和にあります加工センターなどを所管しております。これらについては、一部古
い施設もありますけれども、確かに委員御指摘のように、バリアフリー化等も進めな
ければなりません、何分全体的に施設が老朽化をしておりますので、全体的な見直し
をする中で、必要があればそういったことにも対応してまいりたいと考えております。

また、商工観光課のほうにおきましてはテクノキャンパス等を所管しておりますけれ
ども、それらについては、基本的にはそのバリアフリーについては対応ができてい
るものと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

保有をしているわけですから、その観点で常に見ていただけたらなと思えます。
直接的な施設ではありませんけれども、例えば、島田駅なんかはスロープさえもない
というような状況ですので、「駅に上がることさえも困っているんですよ」というよう
な声も聞きますので、所管内のそういう公的な部分も含めて、一度見直しをお願い
できたらと思えます。

以上です。

○河村委員

雪舟の没後520年で、没後500年のときにもあんまり動きがなかったんですが、何か考
えておられることがありますか。

○讚井商工観光課長

普賢寺に、雪舟がつくったと伝承されている「普賢寺庭園」というのがございます。普賢寺を含めた海商通りの一帯が、本市の貴重な観光資源でありますので、この観光資源の活用ということで室積観光ボランティアガイド、海商通りのとか、ふるさと郷土館も含めて、ご案内するときにはそのあたりも踏まえてご紹介をしてまいりたいと考えております。

○河村委員

普賢寺の赤門というお寺のほうの門の前が、何ちゅうてもはあ草ぼうぼうで、一年中そういう状況なんですすいね。じゃけえ、観光客が行きたいとかいう思いをするようなところでないんで。そのあたりを含めた何か、一回よく検討していただいて。持ち主があるんでね、一方的にどうこうっちゅうことはできませんが。そんなもんも含めて、きれいにすることを考えていただいたらと思います。

以上です。

○太田経済部長

先ほど土橋委員のほうから質問のありました、経済部所管の正規職員数につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。経済部の正規の職員は、全体で31名、農業委員会は3名で、合計34名となっております。ただこれは、再任用職員1人は除いた数でございます。

以上でございます。（「会計年度職員」と呼ぶ者あり）

それとあわせて、会計年度職員につきましても説明をさせていただきます。経済部所管の予算において、会計年度職員については少し詳細に説明させていただきますと、農産物生産技術指導員、これパートタイムの1名と、あと農林水産課の事務、パートタイムですけれども2名、農業委員会の事務の1名がパートタイム、それと海水浴場の監視員等で11名のパートタイムを予算計上しております。合計で15名となっております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第16号 光市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第17号 光市営住宅条例の一部を改正する条例

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

住宅条例の一部を改正する議案でありますけれども、「両親とも既に他界をした」と、「親戚も疎遠になって、公営住宅の連帯保証人になってくれる人がいない」って、こういう相談を私も何回か受けたことがあります。保証人になったこともありますけれども。今回の条例改正は、連帯保証人についてはこれまで2人必要だったけれども、1人でよいことにするというものであります。国土交通省から、公営住宅への入居に際しての取り扱いについて通知があったと思いますけれども、どんな通知だったのかお聞きをするわけであります。「これからは保証人は1人にしなさい」という通知だったのかどうなのかというのを、まず最初にお尋ねをしたい。

○小野建築住宅課住宅担当課長

国土交通省の通知でございますが、これは独居の高齢者等が保証人を確保できず公営住宅に入居できないというケースが全国的にふえているということを受けまして、平成30年3月に公営住宅管理標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除するとともに、保証人が見つからない場合には保証人の免除をするなど特段の配慮を行うようにということで、自治体に対して通知をしたものでございます。

しかしながら、その対応は地域の実情等を総合的に勘案して決めることとされており、現に地方自治体の対応もまちまちであるように聞いております。

以上です。

○土橋委員

今、課長おっしゃいましたけれども、保証人のことについては地元委ねられているんだということでありました。しかし、それであっても地域の実情等を総合的に勘案をして、適切に対応するようという通知がありますけれども、地域の実情等を総合的に云々っちゅうのがありますが、どのように勘案をされたのかお聞きしたい。

○小野建築住宅課住宅担当課長

このたび、まず1名にしたという背景の一つは、山口県が先だって保証人を1名にしたということを受けまして、また、現在、市営溝呂井住宅の建てかえ等もやっておりますことから、県に歩調を合わせたという一面もございます。

以上です。

○土橋委員

答弁としちゃあ、非常に苦しいような答弁でありますけれども。地域の実情等を総合的に勘案をしたってということについての答弁じゃあないと思うんです。

国交省の通知は保証人問題だけですか。ほかにはありませんね。

○小野建築住宅課住宅担当課長

今、ちょっと文面を持ち合わせていなんですが、恐らく保証人以外のこともあったとは思いますが、本条例改正につきましてはその部分を勘案したものということでございます。

○土橋委員

通知なんかをしてみますとね、「滞納をしている場合であっても」というような文言もありました。そうなってくると、入居に対しての手續として保証人の完納証明等が要るわけでありましてけれども、その辺のところはどういうふうに考えたらいいのですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

これにつきましては、条例上で「連帯保証人は独立の生計を営みかつ入居者の同程度の収入を有する者」と規定しているほか、同施行規則において「市民税の滞納がない者」と規定しております。

以上です。

○土橋委員

この条例改正の提案理由をしてみますとね、「市営住宅への入居手續の負担軽減を図るため」というふうに書いてあります。保証人を2人から1人にするから、負担が軽減をされるんだと言われるんかもしれませんが、本当に負担を軽減するのであれば、保証人を2人から1人にするのではなくて、本条例から保証人に関する規定を削

除するというのが本当じゃあないんですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

親類に迷惑をかけたくないというような心理が家賃滞納の抑止力となるほか、緊急連絡先や身元保証人としての役割もごございます。独居高齢者等が増加している中、その役割は今後ますます重要となるということが予想されますことから、入居者の負担を軽減しつつも、引き続き1人の連帯保証人だけは要することとしたものでございます。

○土橋委員

それは役所の論理だけを言っておられるんであってね、保証人の義務を制限をする民法改正の動きもある。だとするならば、公営住宅に連帯保証人を求める必要は、もはや存在すべきではない、存在はしないというべきではないんですか。何か言いたいことはあります。

○吉本建設部長

委員さんの御意見の趣旨は、私どもも十分認識しております。ただ、申すまでもなく、市営住宅は公費で運営している住宅でございます。もちろん入居されている方には受益者負担つまり家賃を払っていただく必要がありますけれども、残念ながら、一部にはきちんと家賃を払っていただけない人がいるのも事実でございます。そうした人に対しては、これまでも督促の一環として、連帯保証人の方に御協力をいただきまして、連帯保証人からの納付指導によりまして改善されたケースがたくさんございます。このように、連帯保証人に迷惑をかけたくないという心理、これは先程課長が申しましたけれども、家賃滞納の抑止力となっているところもございます。

今回、国のそういった方針を受け、県内でも取り扱いはまちまちでございますが、本市といたしましては、入居される方々の負担というものも軽減しつつも、県の取り扱いと歩調を合わせて、1人の連帯保証人をお願いしようというものでございます。御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○土橋委員

これはお願いをしておきますけれども、私の質問は尋ねられたことだけを答弁を願いたい。そうでないと、私には私のストーリーというものがありますんで。

「住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきである」と。これは通知ですね。このため、標準条例を改正して、保証人に関する規定を削除することにしたので、適切な対応をお願いするというものであります。

今、部長の答弁は、この通知に真っ向から刃向かうというものであります。私は遅過ぎる条例改正だとある意味思っておりますけれども。というのは、入居者にとっては大

変ありがたいことだと思いうわけでありましてけれども、光市にとっては、先ほど言われたのが何が不都合なのかといえ、さっき言われたことだろうと思いうわけでありましてけれども。保証人にこだわる理由は、もう一度聞きますが、保証人に何を期待をしているのか、もう一度はっきり答弁をお願いをしたいと。

○小野建築住宅課住宅担当課長

委員御承知のこととは思いますが、一般的に連帯保証人は、借り主が貸し主に対して行う債務について連帯で保証するというふうに定められておりまして、借り主と全く同じ義務を負うものでございます。

市営住宅におきましても、連帯保証人は家賃の債務保証や滞納の抑止のほか、入居者の支援者であり、また連絡先でもあるなど重要な役割を果たしておりますことから、引き続き最低1人は連帯保証人を求めているという考えになったということでございます。

○土橋委員

保証人を2人から1人にする。そうなってくると、ますます保証人の責任が重くなると思って、逆に保証人になってくれる人がいなくなる、あるいは難しくなるとは思いませんか。思うか思わないかで。

○小野建築住宅課住宅担当課長

なり手が少なくなるのかどうかはわかりませんが、今度の民法改正では、極度額を設けるということになっておりますので、それがどのように影響してくるかというのは、今後のことになってこようかと思えます。

○土橋委員

今後の部分になるというようなもんじゃあないですよ。今まで2人おったのを1人にしたら、今度から1人になったら、自分が最大限責任を持たなきゃならんっちゃうことには、なることはもう明々白々なんです。

次に、住宅に入居を希望する人の努力にもかかわらず保証人が見つからなかった場合は、どのように対応されるんですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

連帯保証人がいないというのは原則としては不可ではございますが、条例の第11条の第3項におきまして、「市長は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の署名を必要しないとすることができる」という規定がございまして、親族縁者と疎遠であるなど、入居者の努力にもかかわらず真に保証人の確保ができない場合には、その理由を記した申立書を徴して入居させた事例はございます。ただし入居後につきましても、引き続き連帯保証人の確保の努力はお願いしております。

以上でございます。

○土橋委員

国交省の通知には、免除については、あなたはもう何回も読まれていると思うから御存じだと思っただけですけど、「保証人の免除などの配慮を行う」と、さっき言われたんですよね。「その際、特段の配慮が必要」と書かれていますが、特段の配慮っちゅうのはどういう配慮ですか。どういうふうに思われておりますか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

先ほども申し上げましたが、本当の意味で親族縁者と疎遠であるなどそういうことがございまして、そのことだけを理由に入居をさせないということはなかったように記憶しております。

以上です。

○土橋委員

保証人の免除という規定は従来からでもあったはずなんですが、今現在、保証人の免除を受けている世帯ってというのが何世帯ぐらいあるか。今、差し向き、いきなりの話なんで。ありますか、ありませんか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

ございます。ございますが、ここ数年はそうした事例があまりなく、件数については把握しておりません。

以上です。

○土橋委員

岩田地域に県営住宅が建築をされますけれども、県住に対して連帯保証人や保証人の免除規定などはどうなっているか御存じですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

県のことでよろしいんですかね。

○土橋委員

県営住宅。

○小野建築住宅課住宅担当課長

県営住宅も光市の条例とほぼ扱いが同じでございます。

○土橋委員

県営住宅には、努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を

行うというふうに私は理解しておりますが、間違いないでしょう。

○小野建築住宅課住宅担当課長

はい、そうでございます。

○土橋委員

岩田地区の県住については、だから保証人の免除っていうのは規定はあるんです。書類をめくらんでも、あることはあるんです。

それと、何度も言うようですねけれども、今回の条例改正の目的というのは、「住宅に困窮をする低所得者への住宅の提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要だから、保証人の確保を公営住宅の入居に際しての前提とすることから転換をすべきだ」と、これ通知の中にありますね。「このため、本条例から保証人に関する規定を削除した」ということになるわけでありましてけれども。

条例改正の中身に滞納問題は一切書かれておりませんが、これはどういうことですか。ただ書かれているのは、先ほども言いましたように、負担の軽減ということだけしか書かれていないんです。どこに滞納問題が書かれているんですか。提案説明の中に。——しゃべらないということは、言いようがないということだろうというふうに思いますけれども。ここに国土交通省の通知はあるんですよ。部長、これ持っているでしょう。そのぐらいのことは抜け目はないとは思っているんですけどもね。

さっきの抑止力ちゅうていう言葉がちょろっと出たと思いますけれども、入居者に保証人をつけるということは、住宅入居者に対して抑止力になるとそういうふうに思っておられるようであります。保証人をつけておけば、保証人になってもらった手前もあるから、家賃滞納も解決するんじゃないかとそう思われているようにも聞こえます。保証人は、住宅家賃を入居者に払ってもらうための抑止力としての価値があるので、2人のところを1人にしてでも保証人は必要なんだということで、1人はつけておかなきゃならないんだと。これはあなた方の一番の狙いだと。間違いありませんか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

はい、そのとおりでございます。

○土橋委員

素直でよろしい。ただ、それじゃあお聞きしますけれども、光市の市民の皆さんが払う市民税、いわゆる市税の徴収率を調べてみました。そうしますと、市税で平成29年度が98.7%の徴収率です。30年度が99%であります。国民健康保険税では、平成29年度が93.79%、平成30年度で94.49%という結果でありましたけれども。これはお願いをしておりましたけれども、市営住宅の使用料、家賃収納率は何%になっていますか。はい。

○小野建築住宅課住宅担当課長

平成29年度が98.95%、そして平成30年度が99.12%でございます。

○土橋委員

はい。そうですね。平成29年度が98.95%、平成30年度が99.12%です。この数字を見てみると100%の徴収ではありませんけれども、100%じゃないから許せないんだと思うのか、99%の徴収率は想定内だというふうに思っているのか。どのように思っておられるか率直なところをお聞きしたい。

○小野建築住宅課住宅担当課長

やはり100%というのは無理かもしれませんが、こういった収納率の向上に際しては、やはり連帯保証人さんとのいろいろなやりとり等もでございます。

○土橋委員

100%に近い徴収率があるにもかかわらず、それでも保証人は必要だというふうに考えるのかっていうことを言いたいんですよ。「そうです」とか「そうじゃないです」とかって言いなさいよ。

○小野建築住宅課住宅担当課長

収納率はもちろんのことですが、やはりそのほかに身元引受人としての役割とか緊急連絡先としての役割等があると考えております。

○土橋委員

通知にも書いてあるように、そういう保証人の規定は削除してもいいんだと、削除するって言ったその後に、じゃあ保証人のかわりどうするんかっていうような話になるわけでありませぬけれども。これは、連絡先を書いて出せばいいっていうことになっているでしょう。そういうことも当然あるんだと。

じゃあねえ、保証人がいないと徴収率は下がるんだという考え方なんですね。

○小野建築住宅課住宅担当課長

直ちに下がるかどうかというのはわかりませんが、そういった滞納の抑止力にはなっているとは思いますが。

以上です。

○土橋委員

しかしまあ、市民の皆さんもここまでこげにされたんじゃあ、たまったもんじゃあないですねえ。普通ねえ、国というのは、国民あるいは市民に対して、市民が望まないような条例改正をやるんですよ。今回は、入居者に対して非常に優しい通知を出しているにもかかわらず、そんなことはどうでもいいと。俺たちが決めるんだという態度は、市

民に寄り添うような発想じゃあないと思いますよ。

それに、99%ったら、滞納1%ですよ。1%だからいいちゅうんじゃあないんですよ。今、市営住宅は、お聞きをいたしましたけれども、約1,200戸と。あき住宅が280戸。300として、入居世帯数は920戸と。1%っていったらね、9所帯ですよ。徴収率で言うならばですよ。

じゃあ、お聞きしますがね、やむを得ず家賃を払えない状況にある世帯に対する指導、援助っていうのはどのように対応をされておりますか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

基本的には、光市営住宅家賃滞納整理要綱に基づきまして、督促、催告等を行いますが、戸別訪問や電話、文書呼び出し等による納付指導なども行っております。

以上です。

○土橋委員

お役所仕事。お役所仕事ちゅうんですよ、そういうのをね。別に、あなたをやっつけようちゅう気はないですけども。担当課はどうあるべきなのかっていうことが、この問題で問われているんですよ。

例えばの話がね、進んだところでは、民生部局との連携をするなどして適切な対応を行われているんですけども。ちょっと意地悪い質問ですけども、あなたは民生部局と連携をとったことは何回ぐらいありますか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

民生部局とは、絶えず連携はとっております。

○土橋委員

どういう連携ですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

独居高齢者に対する情報交換とか、生活保護者などに対する情報交換等を行っております。

○土橋委員

それで。どうなりました。

○小野建築住宅課住宅担当課長

ともに連携をとりながら、よりよい方向にいくように努力はしております。

以上です。

○土橋委員

よりよい方向にいきましたか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

例えば、孤独死等の問題もいろいろ昨今ありますけど、そういったところでも連携をしながらやっております。

以上です。

○土橋委員

基本的にはね——ちょっと乱暴な言い方ですけども、「家賃は払うのが当たり前の話じゃあ」と。当たり前は当たり前なんですよ。「当たり前いいや」と。「何で、わしらが民生部局と話をせんにゃあいけんのんか」と。「それは担当が違うんじゃないのか」というふうにも思われているかもしれませんが、滞納の理由や家族の状況等を、あなたは全て滞納者の世帯の状況を把握していますか。していないでしょう。返事がないところを見ると、していないというふうに認識しますけれどもね。

山口県の状況も、さっき、ちょろっと話が出ましたけれども、じゃあ、宇部や下関、周南、萩、長門っていうのは、保証人をつけなくてもよろしいという結論になっております。県内13市ありますけれども、13市で、「なぜ、あんたんところは保証人のものは削除したのか」というようなことや、「なぜ、あんたんところは従来どおりの2人にしたのか」とか、「何で、あんたんところは1人にしたのか」というような話っていうのは、聞かれたことはありますか。やりましたか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

県内全てではございませんが、周南市、下松市、光市では会合を持った際に、このことを議題にして話し合いました。結局のところは、下松市は2人残す、周南市は連帯保証人をやめる、光市は1人残すと、こういうふうにまちまちでありまして、やはりそれぞれの市のやり方というのがあろうかと思えますけど、そういった情報交換はしております。

以上です。

○土橋委員

じゃあね、保証人を2人から1人へということでありましてけれども、この周知はどのようにされるつもりですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

特別、周知ということはやりませんが、今後、入居を指導していく際に、お1人の保証人をお願いしていくようになると思います。

以上です。

○土橋委員

広報なんかも、「今度からは2人を1人にするから、ぜひ入ってくださいよ」みたいな、そういう広報はするんじゃないんですか。ちょっと皮肉っぽいけども。

○小野建築住宅課住宅担当課長

公募という形で広報には載せますが、特にそれ単体でそういうお知らせというのはやらないと思います。

○土橋委員

じゃあ、ちょっと前のほうに戻りますけれども。私の記憶が違うかもわからないので。入居時の手続にして、完納証明やら何やらっていうのは、保証人の完納証明、それと税の滞納、こういったものは理由にして——こういったものはどうなるって言われましたかね。

○小野建築住宅課住宅担当課長

税金の滞納があった場合には、入居は認めてはおりません。やはり、これは税金で運営しているものということもございますんで。

○土橋委員

そうなんですよ。じゃあ、何で上のほうから、国土交通省のほうから、何でそういうことを理由にして住宅入居をやらないよという通知が来ているのでしょうかや。それはいつ読んだんですか、そんなこと。何なら、私が読んでみましようか。そりゃあ全く、それは「お上が言うことぐらい知るか」ということですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

例えば、公営住宅の管理標準条例案の変更など、こういった通知につきましては、国がひな形として示しているものでありますし、通知という形で要請があったものでございますが、こうした標準条例案等には法的な拘束力はなくて、地方分権の観点からいいますと、連帯保証人の取り扱いについてのそういった判断等も、地方自治体に委ねられているということでございます。

○土橋委員

あのねえ、99%の人たちが住宅家賃払っているわけですよ。それでも、「いいやつ、例え1%であっても、滞納がある以上は」っていうようなね、そういう姿勢が問われるんですよ。と私は思います。

それに、そうだとするならば——あれですねえ、滞納世帯の人もだめだと。光はそんな冷たい光市でしたか。私は、非常にそういうふうな今までの話を聞きまして、大変残念でなりません。

最後に、いろいろと要求いたしましたけども、もう一度お尋ねをします。公営住宅の入居条件に保証人を見つけることに困っているときに、関係省庁が条例を改正して、入

居者の要求を実現してくれるというのに、なぜ賛成できないのか。光市は本条例から保証人に関する規定を削除する気持ちはないのか、いま一度お尋ねをしておきます。

○吉本建設部長

先ほども申し上げましたけども、市営住宅、これは市民の皆さんからいただいた税金で建設して運営している行政財産でございます。その行政財産を特定の方が利用されているということで、やはり公平・公正、適正な受益者負担、これはもちろん重要なことでございますし、それを入居されている皆さん方には、果たしていただかないといけないと思っております。

私どもも、滞納している人に督促をしたり、さらに一定期間以上滞納している人になると法的措置、それから明渡請求というところまで行かざるを得ない場合もあります。ただ、これは私どもがしたいわけではありません。できれば、皆さん方にきちんと家賃を払っていただいて、市営住宅で幸せに生活を送っていただきたいというのも、間違いのない事実でございます。

今回の国のそういった方針を受け、その趣旨も我々は尊重しつつ、光市としてどうあるべきか。どういった方法が望ましいかというのを検討した結果、このたび2人を1人ということで緩和を図ろうとするものでございます。

確かに滞納している人には、いろんな家庭の事情で滞納し、それをすぐに解消できない場合もあります。そうした場合には、当然福祉部局とも連携して、家庭のそれぞれの事情、そういったことも各職員が把握をいたしまして、納付が計画的に可能なように、そういう納付計画を滞納している人と話し合いながら、できるだけ滞納をなくすような方法で取り組んでいるところでございます。

したがいまして、このたびの連帯保証人の緩和、これについては、どうぞ御理解をいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○土橋委員

一見まともなようなお話ではありますが、山口県内には5つの市がわかったということで、保証人制度については削除するという事になっているということは、そういう心温かい市もあるんだということを忘れないでほしいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○河村委員

一昨年の災害とか、あるいは火事なんかのときに、そういったときの市営住宅への入居についても手続上は同様ですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

そういった際には、期間は6カ月間とか1年間とかありますが、無償かつ保証人とかの条件を付せずして対応しております。

以上です。

○森戸委員

上島田の住宅についてお尋ねをさせていただきます。

現在も取り壊されている最中なのですが、取り壊した後に、周辺住民や自治会館の利用がしやすいように特段の御配慮をいただいたというふうに聞いておりまして、大変ありがとうございました。

で、これ自体の工事に関してなのですが、3月末までには全てが可能なんですか。その辺のところを確認させていただきたいと思います。

○沖本建築住宅課長

上島田住宅の解体工事の工期につきましてですが、3月の末となっております。今、予定よりも若干早目に終わるように聞いております。

以上です。

○森戸委員

これで廃止をされたら所管が恐らく変わるんだろうと思うんですが、その後については、ここではいけないのですか。どんなふうになるのか、そんなのがあるのか、ないのか。

○沖本建築住宅課長

解体後につきましてですが、先ほど委員おっしゃいました自治会館が建っている部分がございます。また、近隣の方の生活道になっている部分もございます。このこれらの部分を分筆いたしまして、行政財産、普通財産に分けて所管がえをしていきたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

普通財産になるんですから、空き地がその分出るような形になろうかと思っておりますので、それについてはここで答えるべきものでもないかなとは思いますが、どのような形にされるんですか、という質問ですが。売却したり、宅地にしたり、お金にしたり、その辺のところを。

○沖本建築住宅課長

今のところあいたスペースにつきましては所管がえということになりますが、売却を考えて所管がえしたいと思っております。

以上です。

討 論

○土橋委員

条例改正に合わせて保証人の規定を残すかどうかの判断は、確かに各自治体に委ねられております。そのことはよく承知はしておりますけれども、国の通知などでも、滞納問題が理由ではなく、住宅に困窮する低所得者が保証人を確保できないといった事態が生じないようにということでの国からの通達もあるわけであります。

総務省の通知も生かして、低所得者や身寄りのない高齢者などへの対応を強化し、連帯保証人にかえて緊急時の連絡先を届ければよいというような条例にすべきであるということ強く申し上げて、反対討論にいたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③議案第1号 令和2年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：酒向道路河川課長、松並都市政策課長、沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

予算説明資料の37ページの山田畑線の道路改良事業についてお尋ねをしたいと思いますが、これも地域から要望書が提出されて、やっと完成に至るというのか、災害で一部壊れたところがありましたので、紆余曲折を経ましてやっと完成というところなんですけれど、令和2年がこの待避所の設置ということの表記がしてあるんですが、令和3年まで計画期間が区切ってあるんですが、さらに3年は何かやられるということなんですか。

○酒向道路河川課長

計画といたしましては、令和2年度に盛り土や路盤と舗装の一部を仕上げてまいります。その翌年度、令和3年度に最終的な仕上げを行いまして、待避所の工事が完了するものと考えております。

○森戸委員

ありがとうございました。住民が待ち望んでいた、非常にここは危ない谷になりますので、危ないところでもありますので、ありがとうございます。

それと、175ページの県営事業負担金について1点だけお尋ねをしたいと思います。

光井区間に関しては、令和元年ではどのぐらいのところまで進んでおったのですか。

○芳岡監理課長

県営事業負担金のうち、県道光井島田線の進捗状況でございますが、県道光井島田線の道路改良事業につきましては、これまで光井側、島田側からそれぞれ改良が行われておりまして、残り680mの区間の整備が行われています。

県によりますと、本年度は、島田側法面の切土工として約20mを行っているところで、整備済み延長はなく、次年度も引き続き未改良区間680mに対して整備を進めていく見込みであるとお聞きしております。

以上です。

○森戸委員

ありがとうございました。

○河村委員

175ページ、さっき説明の中で市道舗装整備等工事1億760万円の中で、脇田排水路の雨水をと、こう言われたんですが、もう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○酒向道路河川課長

脇田線雨水渠の整備についての御質問をいただきました。予算説明資料の36ページに、位置は掲載させていただいております。県道と市道が交差する部分におきまして、雨水渠の老朽化により道路の陥没等が発生しておりますことから、令和2年度につきましては、この箇所を改修を行う予定としております。

○河村委員

わかりました。交差点の近くということで。

それから、同じところで、今、清山水路整備事業というのがあるんですが、ここは素掘りじゃったですか。こっからあと暗渠になっていくんじゃないかなと思うんですが、どねいな状況じゃったですか。

○酒向道路河川課長

予算説明資料の38ページに位置は掲載させていただいております。光井と島田の境あたりになりますが、国道を暗渠で横断いたしまして、その先から開渠で出ております。その先の改修部分が国道側へ入っておりますが、その部分が暗渠、そしてまた開渠という形で、少し複雑な構造になっております。

○河村委員

で、これは暗渠で整備をされるのか。それとも、状況的に今オープンになっているから、そのオープンに例えば350の側溝を据えようというのか、その中身をちょっと教えてもらっていいですか。

○酒向道路河川課長

構造についての御質問をいただきました。構造につきましては、オープンで2面もしくは3面の水路になろうかと考えております。

また、隣の用地の関係もございまして、そのあたり協議をしながら、2面水路にするか3面水路にするかは詰めてまいりたいと考えております。

○河村委員

わかりました。この間、ここからイノシシが飛び越えて入りよったのよ。だから、そのあたりのことも考慮に入れながらちょっと整備をしていただけたらと思います。

以上です。

○森戸委員

聞き漏らしたのかもしれないんですが、公園を地域で、183ページかなと思います。公園緑地の辺かなと思いますが、公園を地域で管理してもらおう仕組みがございまして、で、今、現状はどのぐらいの数になっているのか。どのぐらいの数があって、目指すべき目標があって、今、どのぐらい管理してもらっているのか、その辺のところがわかれば、ことしの目標なりがわかればお願いします。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

森戸委員がおっしゃるのは公園美化促進事業のことだと思います。29年度から3カ年にわたって試行的行っていてきておまして、来年度以降本格的にというところで、29年度8団体、30年度10団体、令和元年度13団体と順調に推移しておりますところから、来年度本格的に取りかかる予定です。対象は44公園となっております。

以上です。

○森戸委員

残っている部分についてはどのように分析されていらっしゃるんですか。規模が大きいとか、そういう部分もあろうかと思いますが。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

これまで同様に積極的に働きかけを行っていきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

そのとおりだと思いますので、何か原因があるのではないんですか。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

委員おっしゃられるように、実際、法面等々が長いところ、また、広いところがありまして、そういったところに関していろいろ問い合わせがあるのも事実でございまして、その辺に関して自治会と一緒にどういった対策ができるかということをお話しながら、で

きるところ、できないところを踏まえて調整して、取り組んでいていただけるように働きかけを行いたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

よろしく願います。

○河村委員

73ページ中ほどに、街路樹緑地帯、要は188号の恐らく高木だと思んですが、これは根上がり等があって周辺に悪影響があるから切ろうと、こういう話なんですか、もうちょっと中身を詳しく教えてください。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

委員おっしゃられる状態のところもございませう。国道188号線沿いのイチヨウの木が約300本ございませう。根上がりもさることながら枯死状態、またシロアリ等で大分枯れて朽ちているような状態のところもあります。で、随時年間委託業務の中で対処はしておるんですが、おぼつかない状態もありまして、また、イチヨウ伐採に関しましては、国道という道路は利用者や通行量も多いことから、通行安全確保のため、また樹勢が損なわれているところもありまして、伐採に踏み切るところでございませう。

以上です。

○河村委員

今、戸仲の信号機から東側について残っておる状態です。で、従前から周辺自治会、家屋を含めて伐採してほしいという依頼が結構たくさんありましたので、特にシロアリとか根上がり等を見つけたら積極的に伐採をしていただければ助かりますので、よろしく願います。

それから、その下の冠山の公園整備事業なんですが、一番最初に公園の認可をいただいたときの状態から変更をしたりする。要は、樹木とかいろんなものの変更をかけたるときには、手続が要るんですか。それとも、何もしないで市の意向で変更をぱっとやったりすることができるんでしょうか。

○松並都市政策課長

冠山総合公園の整備につきましては、平成元年に都市計画法に基づきます都市計画事業の認可を受けて、光市が計画的に事業を進めてまいりました。

都市計画事業は、事業期間や事業を行う範囲、それから、どういった施設を整備するのかを示した事業計画を市町村が定めて、県知事の認可を受けたものでございませう。

時代の流れに応じまして、事業内容や事業期間を変更しながら事業を進めてまいりましたが、現在、その事業期間は満了を迎えております。

整備内容につきましては、個別の細かい整備内容を定めるものではございませう。

以上でございます。

○河村委員

で、軽微なものについては変更できて、という考え方でいいんですか。

○松並都市政策課長

はい、そのように考えていただいてよろしいかと存じます。

以上でございます。

○河村委員

それから、181ページの光駅拠点整備基本計画のところ、一般質問で結構踏み込んだ答弁があったと思うんですが、その中で、ホームの話がありました。一つにすることが難しいという話じゃったと思うんですが、私が聞くところによると、南側のホームが、要は上下線が使えるというふうにも聞いたんですが、そのあたりの検討はどうじゃったんですか。

○松並都市政策課長

光駅の基本計画を取りまとめる過程では、今年度から鉄道事業にも精通したコンサルタント会社に委託をして、さまざまな検討をしております、このたびの議会の一般質問で、市長答弁それから建設部長答弁でも御説明を申し上げたところでございます。

プラットホームを一つにできないかという検討につきましては、レールの引きかえでありましたり、電気設備の引きかえといったことに膨大な費用を要するということがわかりましたので、現在のホームとホームの間に新たにホームをつくる案、それから、現在のホームを使って一つのホームにできないかという案、いずれの案も費用も含めまして、これを前提にしないで検討を進めるということに至っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

レールの引きかえというふうに言われたんですが、南側のホームの南側の線路については、レールを引きかえなくて、もともとあったレールをもとどおりに戻すということで、走行は可能だというふうに聞いておりますが、そうすると、事業費そのものはそんなお金がかかるはずじゃないんですが、そのあたりの検討はどうじゃったんですか。

○松並都市政策課長

たしか十数年ほど前のことだったかと思いますが、現在の光駅の南側のホームの南側のレールがなくなり、改札口から階段とスロープでプラットホームに移動できる構造になったものでございますが、今、委員おっしゃられるのは、その階段のところに再びレールを戻せば可能ではないかというお尋ねですが、柳井方面から西側に至る下り線と下松方面から東側に至る上り線が安全な電車の走行に支障ないようレールを引きかえな

ければならないので、単にプラットホームの前だけの整備ではないということもございまして、膨大な工事費がかかるといった結論を得ているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

その南側の線路というのは、直接改札からホームへ上がるために一部外しただけで、実際のレールはまだそのまま残っておる。しかも、線路の動線からいくと、そこはそんなに支障のない動線だというふうに聞いておるんですが、そういうふうな検討がされましたか。

○松並都市政策課長

現在の南側のプラットホームにつきましては、プラットホームの南北にそれぞれ軌条があったわけですが、いずれも下り線でございますので、一つの島にして上りと下りに使うということになりますと、上り側の軌道をつけかえないといけないこととなりますので、プラットホームの前後と言いますか、駅を挟んだ前後での大規模なレールの引きかえが生じてくるわけでございます。そのあたりで、工事費が膨大にかさんでくるといった結論を得ているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

もともと貨物ヤードがあったところなので、切りかえポイントはあるというふうに理解をしておりますが、そのあたりのところについても検討されたですか。

○松並都市政策課長

切りかえポイントも含めて検討をしております。

以上でございます。

○河村委員

ということは、今の一番南側の線路、それから南側ホームの上り下り線を使うことは事業費がかかって不可能だと、こういうふうに結論づけたということですねですか。

○松並都市政策課長

工事そのものは技術的には可能でございますが、それに要する費用等も含めまして勘案した結果、採用には至らなかったということで御理解をいただきたいと存じます。

○河村委員

そこまで検討したというのなら、概算で結構ですが、その南側のホームを使って上下線、上り・下りを通すことについて事業費がどの程度かかるという見積もりがあったんですか。

○松並都市政策課長

現在資料は手元に持ち合わせておりませんが、十数億円を要するとコンサルタント会社からお聞きをしております。

以上でございます。

○河村委員

じゃ、コンサルにもちょっと確認をいただいたらと思うんですが、南側ホームの南側の線路、あるいは南側ホームの北側線路、南側ホーム一つを使って事業費そのものをどこまで計算されたのか、しっかり確認をしていただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○森戸委員

光駅についてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、バリアフリー化の部分についてなんですが、デザイン会議の資料を見ても、例えばホームのかき上げとか、そういう部分の言及というのはなかったかのように思われるんですが、そういう部分はどうされるのか。

それと、要は、32年までにバリアフリー化をなさいよというような通達があったわけなんですが、その通達の中身の詳しい部分についてはわかりませんが、要は、この計画であれば、それ自体をクリアできるのかどうか、その辺のところも含めてお願いできたらと思います。

○松並都市政策課長

鉄道駅のプラットホームのかき上げといいますか、段差の解消の部分のことかと存じます。これは、昨年まで立ち上げておりました検討会議の中でも委員さんから強い要望をいただいているところでございます。

バリアフリーにつきましては、現在、この事業を進める大きな目的の一つということで、本市とJRが一体になって検討を進めているところでございます。バリアフリー、いわゆる高齢者・障害者等の移動等の円滑化のための事業を行うわけでございますが、国の基準を少し御紹介させていただきますと、鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならないという規定の中に、プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。つまり、隙間を小さくしなさいということと、プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであることが定められておまして、今後、JRと一緒にバリアフリー化を進めていく中では、JRにおいて計画が進められると理解をしております。

それから、32年度までというお尋ねについてでございます。これは、国が定めましたバリアフリー基本方針の中の目標の一つとして、平成32年度までに1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅については、原則として全てバリアフリー化を図る

と定められております。光駅につきましては相当厳しいわけですが、現在、光市とJR西日本とで拠点整備に向けた検討を一緒になって進めており、目標は厳しいんですが、確かに進めていく共通認識のもとで、今、進めているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

年度について聞いた意味ではないんですけど、要は、求める部分のバリアフリー化の中身がきちんとクリアしないと意味がないと思いますので、そこはきちんとJRさんともお話をいただいて、クリアできるようにしていただければと思います。

それと、要は、この計画によって乗降客はどういうふうに予測をされているんですか。増えていくのか、どうなのか、そこ辺のところは何かの目標的なものがあるんですか。

○松並都市政策課長

人口減少が予測される中、バリアフリー化を含めて駅の設備が新しくなることだけをもって鉄道利用が増えるということは、考えにくいのかなと思っております。

ただ、光市の玄関口として、それから光市の都市拠点地区の一つとして、魅力あるまちづくりを進めることによって、鉄道利用者等もいい影響が出てくるのかなという期待はしております。

以上でございます。

○森戸委員

交流のにぎわいを創出されたり、そういうことをされるんでしょうから、やはり大きなお金をかけてやるわけですから、そういうことにもやっぱりつなげていく必要が当然あるかと思っておりますので、お願いをいたしたいと思っております。

それと、要は、交流・にぎわいの創出の部分についてお尋ねをするんですが、これ自体で要はお金を生み出すといいますか、市にとって収入が増えたりとか、そういう部分はどのように考えられるんですか。例えば、マンションなりが建てば、固定資産税ないしはふえていくんでしょうけど、そういうお金を生み出す部分の仕組みといいますか、そういうものの観点が必要であろうかと思うんですが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○松並都市政策課長

計画づくりを進める過程で整備の基本的な方向性の中で、例えば、まさに今、委員がおっしゃられましたにぎわい創出施設の導入でございましたり、交流空間やサービス機能施設の整備といったようなものを検討してまいりたいと考えております。

やはり、それは何より民間活力あるいは民間資金を使って、民間による事業展開を期待しているところでございますが、現時点では、そこまでの熟度には至っていないのかなと考えておまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

駅の部分は別として、そういう部分の投資効果とか、そういうものは何かはかたりはするんですか、しないんですか、ちょっと何ともわからないんですが、そういうものが必要なのかなと思うんですが。抽象的過ぎて分かりにくいかも知れませんが。

○松並都市政策課長

民間さんの事業参入はしっかりヒアリングなどをしたり、意向なんかも可能な範囲で聞き取りをしたいと思っておりますが、民間事業者は採算性がなければ、進出はないだろうというふうに思いますので、そのあたりを見きわめながら、検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○森戸委員

この部分で、どのぐらいのお金がかかるのかわからないんですが、要は、市が直接全てをやるという形ではなくて、民間がお金を使って整備してくれるのが一番だと思いますので、そういう部分のというんですか、はあるんですか、ないんですか。市が全部やる必要はないと思いますし、できれば民間の力を利用してやってくれるのが一番だろうと思いますので、その辺のところは、わかればもう一度。

○松並都市政策課長

公共施設として市が整備するだけでなく、民間事業者の力を借りながら整備する部分があるかもしれませんので、そうした可能性も含めて検討はしてみたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

私としては、財政的な部分が一番の心配でありますので、特例債なりを含めて、当然ほかにそこらは回らなくなると。その辺のところも心配しておる点でございますので、民間活力をなるべく利用していただいて、投資に対する効果が最大限出るように、ぜひ御検討いただけたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○沖本建築住宅課長

先ほどの予算の説明の私の発言で一部訂正事項がございます。予算書の187ページ、説明欄の中ほどに、施設解体工事というのがございますが、これ、私、6,800万円というふうに説明を申し上げましたが、680万円の間違いでございます。桁を間違えておりました。訂正させていただきます。

○河村委員

187ページの土地借り上げ料、工員中村住宅8戸という話じゃったんですが、ちょっと最近の状況をお知らせしていただいていたいいですか。

○沖本建築住宅課長

工員中村住宅についてのお問い合わせでございます。

工員中村住宅、昭和20年前後の建築でございます。現在、建物は財務省のほうから借り受けをしております。土地については市有地を財務省が借り受け、それを市が借り受けていると。従前のその管理の体制から、土地については私有地と市有地とが混在をしており、ずっと以前から変わらない状況でございます。管理戸数については、8戸。先ほど説明で申し上げましたように8戸残っておるという状況でございます。

以上です。

○河村委員

ちょっとよく聞こえなかったんですが、8戸の建物については財務省からお借りしていると。それで、土地については市と私個人と両方入っているというふうに聞きましたが、市が何件、私が何件ということができるのでしょうか。

○沖本建築住宅課長

土地ごとに建物が建てられるのではなく、土地が混在しているような状況でございますので、この土地について何件というようなお答えはできかねます。

以上です。

○河村委員

従前であれば、住宅についてはもう恐らく用もないと思うんですが、たしか家賃がそうはいいながら発生しているなど思うんですけれども、この私の土地があるから、最終的な解決ができないというふうに理解をしておりましたが、何かほかに解決できない理由がありましたか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

先ほど課長が申しましたが、昭和20年前後の建築でございます。入居者がことごとく高齢化されておられまして、なかなか移転とか、そういったことが難しいということでございます。

以上です。

○河村委員

もうお亡くなりになって相続が発生していたのもあったと思いますが、そういうのは全く整理ができていないですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

相続といいますか、継承はもう一切ございませんので、お亡くなりになれば返していただくということになっております。

○河村委員

それでは、8戸については全員が入居しているということでええですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

はい、入居されておられます。

○河村委員

わかりました。

○沖本建築住宅課長

先ほど、工員中村住宅の管理戸数を8戸というふうに申し上げましたが、7戸の間違いでございます。訂正させていただきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」